

浜中町景観計画（案）

2024年（令和6年） 月

浜中町

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
第2章 浜中町の概要と景観特性.....	2
1. 位置・地勢.....	2
2. 地形・地質.....	3
3. 気候.....	5
4. 浜中町の沿革.....	5
5. 人口動向.....	5
6. 霧多布湿原の保全活動.....	6
7. 浜中町の市街地.....	7
8. 土地利用.....	8
9. 産業.....	9
10. 歴史・文化.....	13
第3章 浜中町のまちづくり.....	14
1. 第6期浜中町まちづくり総合計画.....	14
第4章 浜中町の景観特性.....	17
1. 浜中町の景観特性及び景観エリア.....	17
(1) 浜中町の景観特性.....	17
(2) 浜中町の景観エリア.....	18
2. 景観エリアごとの景観特性.....	19
(1) 湿原景観エリア.....	19
(2) 市街地景観エリア.....	21
(3) 海岸・漁業景観エリア.....	24
(4) 酪農景観エリア.....	26
(5) 森林景観エリア.....	28
3. 視点場からの景観（眺望景観）.....	29
(1) 霧多布岬.....	30
(2) アゼチの岬.....	31
(3) 琵琶瀬展望台.....	32
(4) 浜中町役場周辺.....	33
(5) 霧多布温泉ゆうゆ.....	33

(6) 霧多布湿原センター.....	3 4
(7) 酪農展望台.....	3 4
(8) 仲の浜木道・琵琶瀬木道.....	3 4
(9) 羨古丹駐車公園.....	3 5
4. 浜中町の景観づくりに向けた配慮事項.....	3 6
 第5章 景観づくりの基本理念・基本方針.....	3 8
1. 基本理念.....	3 8
2. 基本方針.....	3 8
3. 景観エリアごとの景観づくりの方針.....	3 9
(1) 湿原景観エリア～霧多布湿原周辺の景観づくりの方針.....	3 9
(2) 市街地景観エリアの景観づくりの方針.....	4 1
(3) 海岸・漁業景観エリアの景観づくりの方針.....	4 4
(4) 酪農景観の景観づくりの方針.....	4 6
(5) 森林景観の景観づくりの方針.....	4 8
4. 眺望景観の景観づくりの方針.....	4 9
(1) 眺望景観の景観づくりの方針.....	4 9
(2) 霧多布岬の眺望景観.....	4 9
(3) 琵琶瀬展望台からの眺望景観.....	5 0
(4) 霧多布湿原センターからの眺望景観.....	5 1
 第6章 景観計画の区域（行為の制限）.....	5 2
1. 景観計画の区域.....	5 2
2. 景観計画区域の区分.....	5 2
3. 浜中町一般区域の景観づくり.....	5 3
(1) 浜中町一般区域の届出対象行為.....	5 3
(2) 浜中町一般区域の景観形成基準.....	5 4
4. 重点的に景観づくりを進める区域（景観形成重点区域）.....	5 6
(1) 湿原・海岸景観形成重点区域.....	5 7
(2) 酪農景観形成重点区域.....	6 4
(3) 森林景観形成重点区域.....	7 0
(4) 市街地景観形成重点区域.....	7 4
 第7章 景観づくりに関わる事項の指定等.....	7 9
1. 景観重要樹木の指定の方針.....	7 9

2. 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項.....	80
3. 景観重要建造物の指定の方針.....	81
 第8章 景観づくりの推進方策.....	 82
1. 景観づくりの推進方針.....	82
(1) 浜中町景観審議会.....	82
(2) 景観教育の推進.....	82
(3) プレイスメイキング.....	82
(4) 周遊ルートの作成.....	83
(5) SNS などを用いた情報発信.....	83
2. 進行管理と見直し.....	83

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

浜中町には、国際的に重要な湿原及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とした、ラムサール条約登録湿地に認定されている霧多布湿原があり、その豊かな自然環境から海外からの来訪者も多くいます。さらに、2021年（令和3年）3月に厚岸霧多布昆布森国定公園に指定されており、自然公園法の規制計画が適用されるエリアがあります。

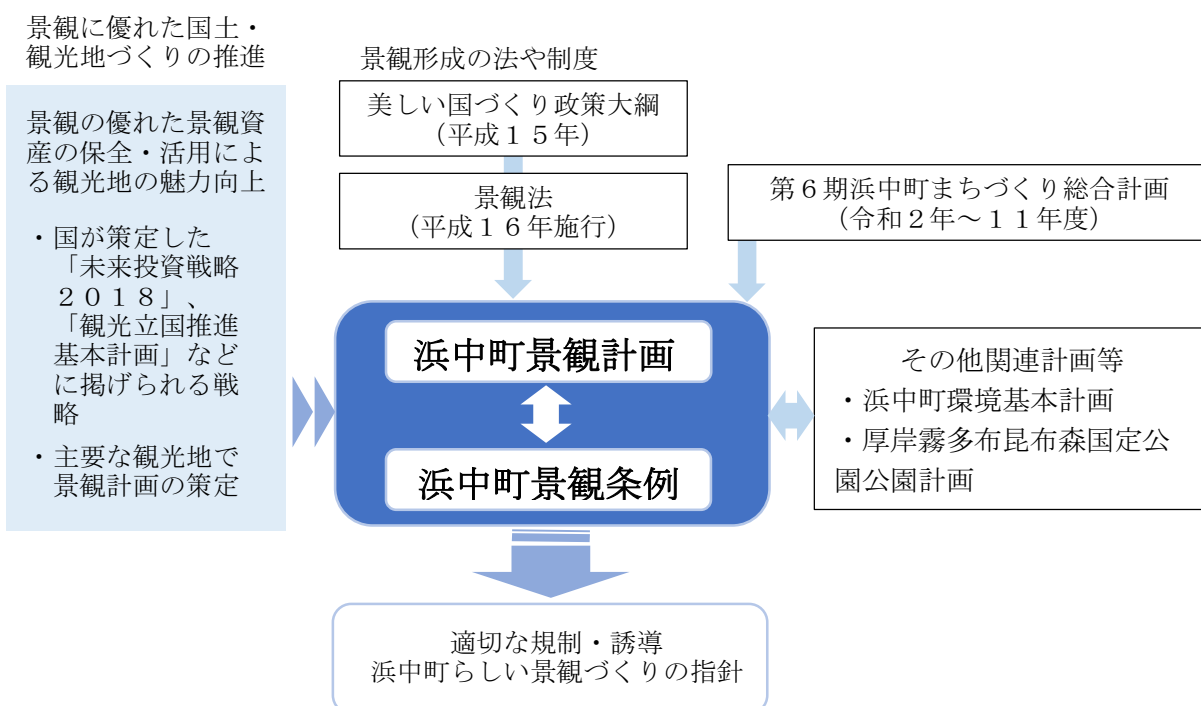
また浜中町は、豊かな自然環境及び安心安全な生活環境の保全・形成と、再生可能エネルギー発電施設との調和を図り、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とした「浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例」が定められています。

今後は、再生可能エネルギー発電施設の増加が予測され、ラムサール条約区域外や国定公園の普通地域における、太陽光発電施設の立地が増えることが想定されています。

このような背景の中、浜中町の特性を活かした観光を推進する上で、自然環境の秩序と調和を図る景観形成の必要性が高まっています。

浜中町景観計画は、霧多布湿原などを中心とした貴重な自然景観、雄大な牧草地がある景観などを保全し観光地としての価値を高めるとともに、豊かな自然環境を守り次世代に引き継ぐことができるよう、浜中町らしい景観形成を推進していくことを目的としています。

2. 計画の位置付け

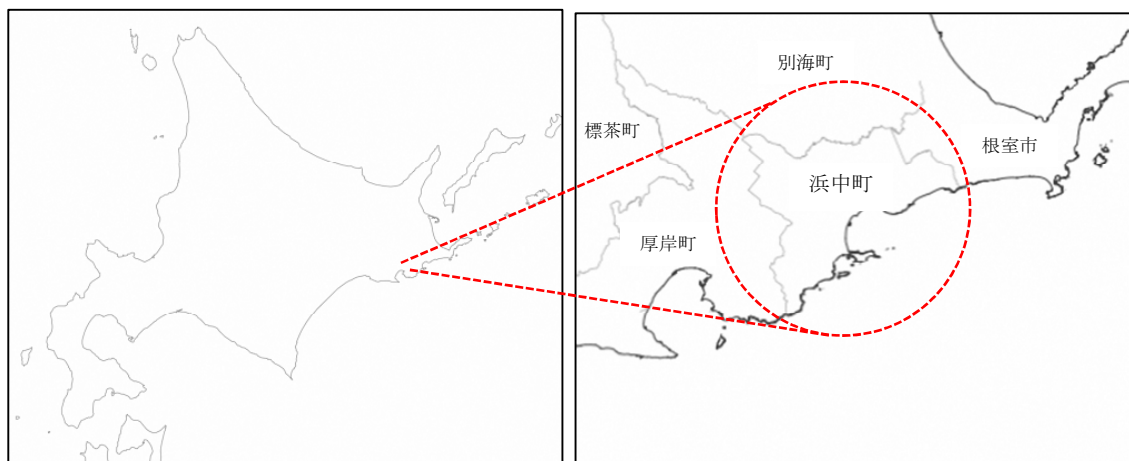


第2章 浜中町の概要と景観特性

1. 位置・地勢

浜中町は、北海道の東部、釧路総合振興局管内の東端に位置する総面積423.63km²の町で、東は根室市、北は別海町、西は厚岸町に接しています。東南は太平洋に面し、霧多布半島が形成されており、その霧多布半島は霧多布湿原等も含め、厚岸霧多布昆布森国定公園に指定されています。霧多布湿原は、その一部が「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されており、加えて火散布沼や藻散布沼も含め「ラムサール条約登録湿地」になっており、北海道遺産にも認定されています。

一方、内陸部は起伏の小さい丘陵性台地となっており、北部一帯は農村地帯となっています。海岸は約67kmに及び、奇岩や絶壁が特徴的なほか、嶮暮帰島（けんぼつきとう）や小島などの無人島があり、陸繋砂州（トンボロ）など変化に富んだ特徴を持っています。



■浜中町の位置(出典：国土地理院ウェブサイト一部)



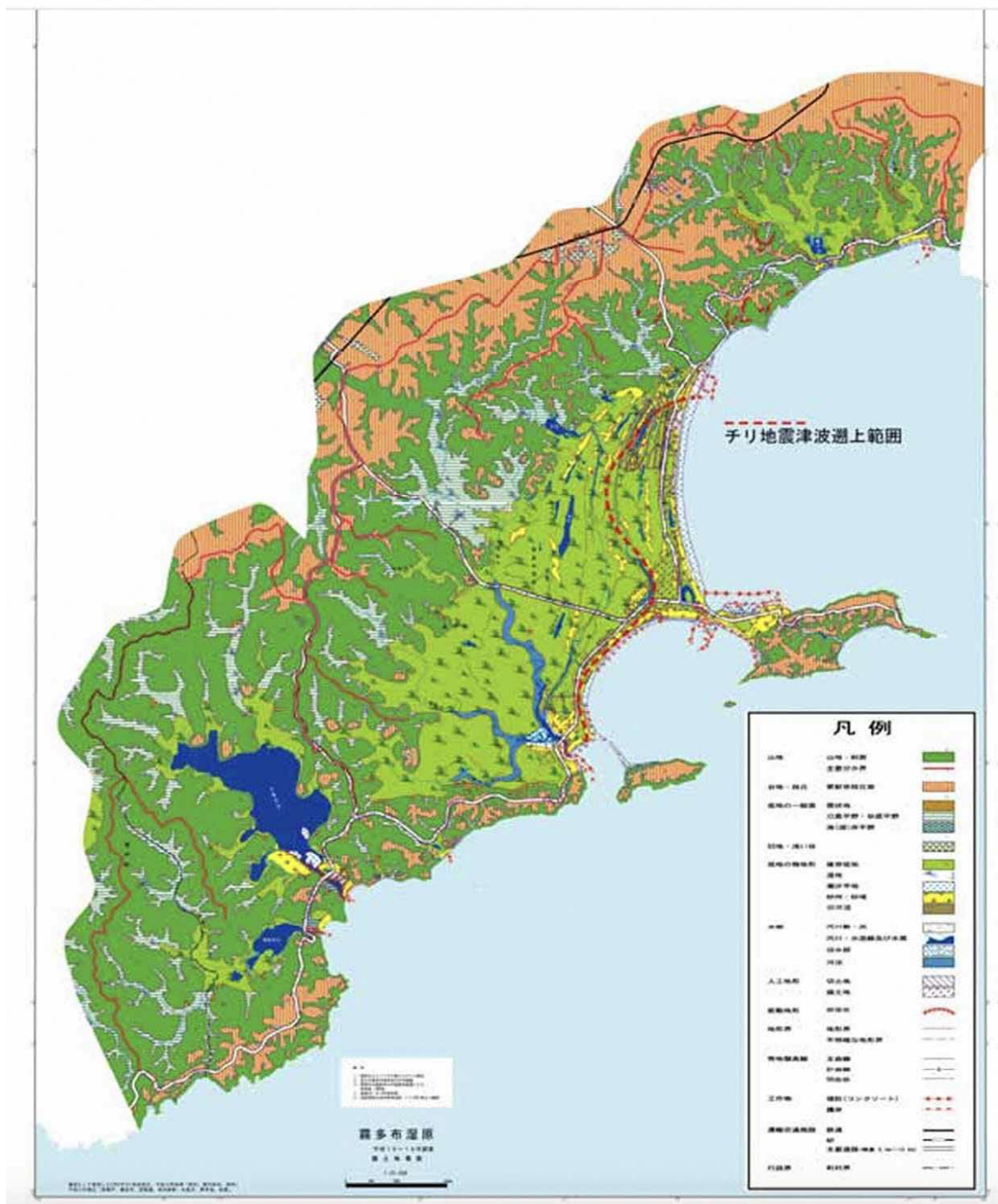
■国定公園の霧多布湿原



■嶮暮帰島

2. 地形・地質

浜中町の地形は主に、段丘、丘陵、低地、湖沼及び湿原に分散されます。



■ 浜中町の地形分類

出典：国土地理院 地形調査報告書 霧多布地区

（１）段丘

茶内原野は、標高約 60～80 m の段丘面で根釧台地の一部です。北部は、姉別川、オラウンベツ川が谷頭部を樹枝状に侵食し、JR 根室本線より南側は、奔幌戸川、幌戸川、琵琶瀬川などが同様に侵食しています。

茶内原野は、広葉樹林やしの地などに被覆されたなだらかな平原でしたが、森林の一部が開墾され、主に牧場や牧草地として利用されています。

太平洋を臨む湯沸集落や渡散布集落付近の段丘、嶮暮帰島の高さ 50～80 m の段丘は、断崖で海と接しています。段丘面は開析が若干進んでいますが、尾根状の平坦面が残存しており、放牧場などとしても利用されています。

（２）丘陵

茶内原野の南東縁には、更新世段丘が開析されてできた丘陵が霧多布湿原を取り巻くように分布しており、山頂部及び尾根の一部に段丘面が残存しています。この丘陵の一部にカラマツなど、針葉樹の植林地が見られる中、大部分は自然のままの植生が残っています。

（３）低地

浜中町の低地は、奔幌戸川や幌戸川周辺の後背低地、琵琶瀬川等上流域の谷底平野、霧多布湿原東側の砂堆の 3 つに区分されます。

①奔幌戸川・幌戸川周辺の後背低地

段丘（茶内原野）を開析した奔幌戸川や幌戸川沿いの谷底平野は、河口が砂堆によりふさがれた標高 5 m 以下の後背低地で軟弱な地盤を有します。低地内の湿地は、ヨシやスゲ等の植生に覆われ、幌戸川の河口付近には周囲に比べ堆積が進まない部分として、幌戸沼が形成されています。

②琵琶瀬川等上流域の谷底平野

霧多布湿原東側の海岸線に沿って榊町から暮帰別を経て琵琶瀬に至る長さ約 9 km の区間は、幅約 100～200 m、高さ約 2 m の砂堆が形成されています。

1960 年（昭和 35 年）のチリ地震津波は、榊町から暮帰別にかけての砂堆を越えて海岸線から湿原の中を約 2 km 遡上し、浸水したことが七山ほか（2000）などの調査・研究で明らかになっています。

このほか、砂堆は暮帰別と湯沸の島との間に陸繋砂州（トンボロ）としても発達し、1922 年（大正 11 年）頃には幅約 400 m ありましたが、1960 年（昭和 35 年）のチリ地震津波により切れ、現在は北側と南側の港を結ぶ水路となっています。

（４）湖沼及び湿原

浜中町は、火散布沼や藻散布沼、霧多布湿原の中にある大沼や長沼など、大小の湖沼を有しています。

火散布沼や藻散布沼など海岸付近に分布する湖沼は、縄文海進時に海となった部分が砂堆で海と区切られた海跡湖と呼ばれる湖沼で、現在も水路で海とつながり汽水湖となっています。

浜中町の主要な湿原は、霧多布湿原です。その他の小規模な湿原として、火散布沼周辺や藻散布沼周辺、奔幌戸川・幌戸川周辺や奔幌戸・幌戸集落のある砂堆の背後の低地が湿地となっている所があります。

出典：国土地理院 地形調査報告書 霧多布地区

3. 気候

浜中町は最高気温の平均が海岸部で20℃前後、内陸部で25℃前後、最低気温の平均は－10℃前後であり、年間平均気温5～6℃と冷涼な地域です。

春から夏にかけ、沿岸部を中心に霧が発生しやすく、秋から冬にかけては晴天が続き年間降雨量は1,000mm程度となっています。

恵まれた気候により、内陸部では酪農業、海岸部では漁業が盛んに行われ、第一次産業を基幹としています。特に、天然昆布は日本有数の生産量を誇り、この昆布を主食とする養殖ウニは日本最高峰ともいわれています。しかし近年、地球温暖化の影響に伴う海水温の上昇、赤潮被害などによって浜中町の漁業への被害が懸念されています。

4. 浜中町の沿革

浜中町は、1701年（元禄14年）に当時の松前藩がアッケシ場所を割いてキイタツ場所を開いたのが始まりといわれています。

1869年（明治2年）7月函館に開拓使が設置され、同月蝦夷は北海道と改められました。この時から当地は佐賀藩の支配地となり、同藩は12戸の農工民を移住させたのが本町における定住の始まりとなりました。

以来、1880年（明治13年）に榊町に戸長役場が設けられ、1906年（明治39年）に霧多布外1町4カ村を合わせて浜中村と改め、2級町村制を施行、1919年（大正8年）には1級町村制を施行しました。

1919年（大正8年）国鉄根室本線開通、1923年（大正12年）114戸の農家が入植し、本町の農業は急速に発展していきました。1955年（昭和30年）には茶内原野を中心として高度集約酪農経営地帯の指定を受け、本格的な農業経営がはじまりました。

一方、漁業は1947年（昭和22年）霧多布港の建設工事に着手、1956年（昭和31年）には散布魚田開発基地の指定を受けました。

1952年（昭和27年）の十勝沖地震津波、1960年（昭和35年）のチリ地震津波と二度にわたる大津波により甚大な被害を受けましたが、この後17kmに及ぶ防潮堤が建設されるなど、町民の努力により驚異的な復興を成し遂げ、1963年（昭和38年）町制を施行して浜中町となり、2019年（令和元年）に開町140年、町制施行55周年を迎えてたところです。

5. 人口動向

浜中町の人口は、2020年（令和2年）国勢調査によると総数は5,507人、世帯数2,323世帯で、1世帯あたりの世帯員数は2.4人となっています。1960年（昭和35年）のピーク時には11,915人を数えていましたが、その後の高度経済成長期に若者の町外への流出や少子高齢化の進展に伴い、減少傾向が続いています。

今後の将来人口については、2040年(令和22年)には4,116人、2060年(令和42年)には2,740人と予測されています。

今後も、浜中町は人口の流出や出生率の低下等により、人口減少傾向が続くと予想される中、特に地域産業を守るため、定住の促進に向けた取り組みや少子高齢化への適切な対応など、人口減少対策が喫緊の課題となっています。

6. 霧多布湿原の保全活動

霧多布湿原は、南北約9km、東西約4km、面積3,168haの広さを有する国内有数の湿原で、1993年(平成5年)6月、ラムサール条約登録湿地に認定されました。

霧多布湿原の保全活動は、「霧多布湿原ファンクラブ」から生まれ発展した「NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト」を中心に行われているのが大きな特徴です。

1986年(昭和61年)、町民有志によって組織された霧多布湿原ファンクラブは全国から3,000人の会員を集めて湿原周辺民有地の仲の浜地区30haを借上げ保全を始めました。その後、借上げ保全の範囲を広げるとともに、木道の設置やガイドマップの制作などを行ってきました。

その後、ラムサール条約登録湿地の認定をきっかけに、1999年1月「霧多布湿原ファンクラブ」から「NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト」に組織を変更し、活動を発展させてきました。

現在、NPO法人霧多布湿原ナショナルトラストでは、「霧多布湿原を保全する活動」、「地域の自然や壊れた自然を再生する」、「霧多布湿原のファンづくり」を柱に活動が進められています。具体的には、国内外企業の協賛も得て霧多布湿原の民有地約1,200haの内、開発の可能性が高い海沿い道路際の約200haなどの用地の買い取り、環境教育やエコツアーなどが行われています。



■霧多布湿原の保全状況

出典：認定NPO法人霧多布湿原ナショナルトラストホームページ

7. 浜中町の市街地

浜中町は大きく8つの地域によって構成されており、このうち5つの地域（茶内地区、浜中地区、霧多布地区、散布地区、姉別地区）に住居及び公共施設などが集中しています。役場本庁のある霧多布地区から茶内地区までは約12km、浜中地区までは約11km、散布地区までは約14kmの距離があり、山側地域（茶内地区、浜中地区）と海側地域（霧多布地区、琵琶瀬・散布地区）は、霧多布湿原によって物理的に分断されています。

こうした地理的特徴のほか、本町は1700年代から厚岸と根室・標津・国後方面とを結ぶ重要な交易の拠点として海側から発達し、1917～1918年(大正6～7年)頃から農業移住者が入りはじめたという歴史的背景もあり、漁業と農業が各々に発展してきました。また、国道周辺の山側（下図中①、②、④）は酪農が盛んで、高品質な生乳が生産され、茶内地区（下図中⑤）には農業協同組合本所や乳製品の製造工場が立地しています。一方、海側の霧多布半島（下図中⑦）と散布地区（下図中⑧）にはそれぞれ漁業協同組合があります。

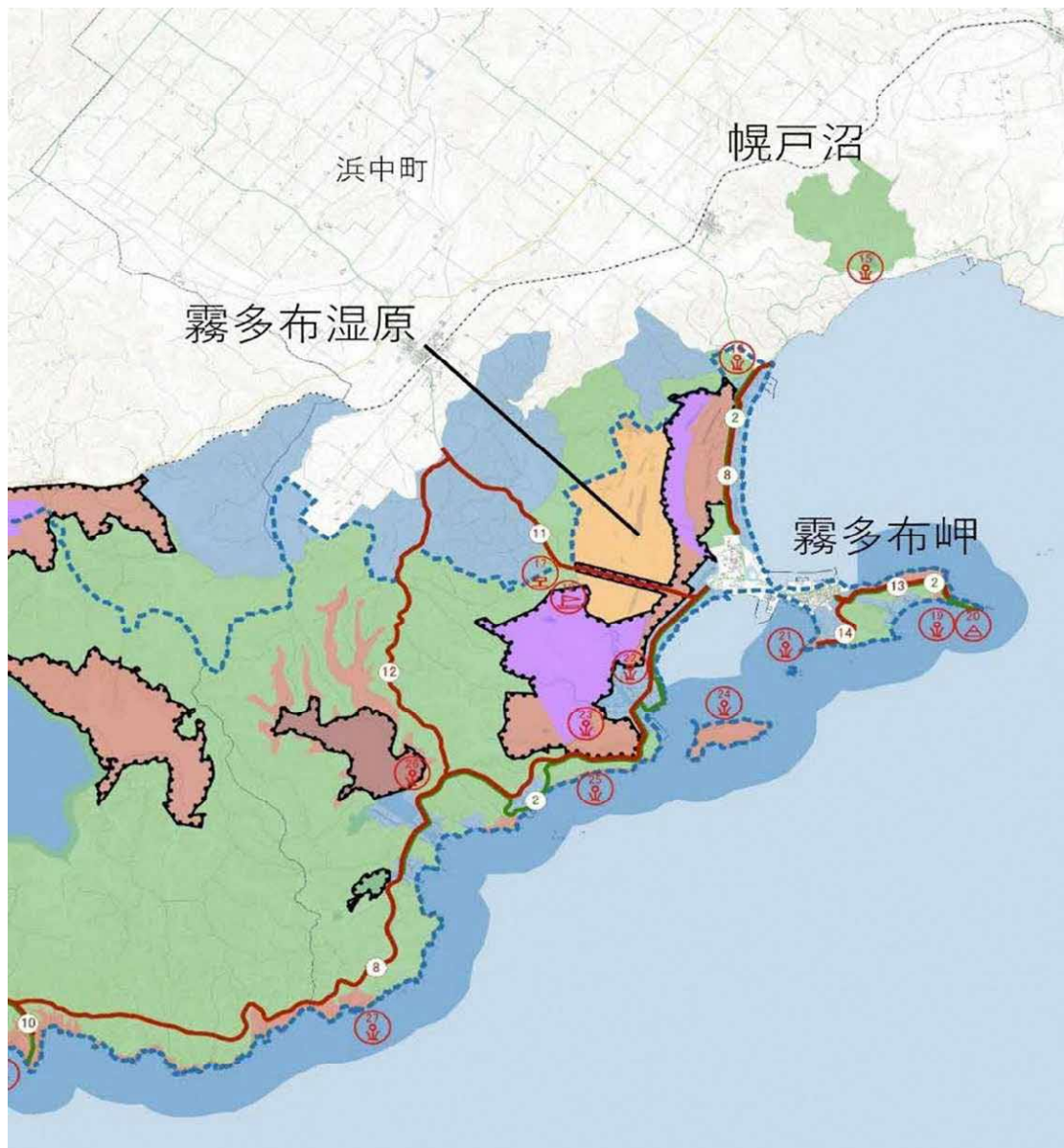


- ①茶内地区（茶内原野地区）
- ②姉別地区
- ③浜中地区
- ④貴人地区
- ⑤茶内地区（茶内市街地区）
- ⑥霧多布地区（暮帰別・新川地区）
- ⑦霧多布地区（霧多布市街地区）
- ⑧琵琶瀬・散布地区

■浜中町の地域分類

8. 土地利用

浜中町は都市計画を定めていないものの、霧多布湿原周辺は、国定公園の土地利用規制の対象となっています。



■ 国定公園区域図

規制計画凡例		事業計画凡例	
	特別保護地区	園	園地
	第1種特別地域	野	野営場
	第2種特別地域	舟	舟遊場
	第3種特別地域	博	博物展示施設
	普通地域		車道
	乗入規制区域		歩道

9. 産業

浜中町は、農業と漁業をはじめとする第一次産業を中心に発展してきたまちで、酪農を中心とした農業と昆布を中心とした漁業が町の基幹産業となっています。また、自然豊かな環境を活かした観光業や商工業なども営まれています。

（１）酪農

浜中町の酪農は、厳しい自然条件下にある中で恵まれた土地資源の活用による土地利用型酪農として発展し、「安全・安心」をモットーに大消費地へ安定して生乳を供給できるよう取り組みを進め、現在約 24,000 頭の乳牛が飼育されています。

一方で後継者対策が最も重要な課題となっており、後継者への円滑な経営承継に向けた取り組みを行うほか、新規就農のため研修牧場で毎年就農希望者を受け入れ、本町の次代を担う酪農経営の担い手育成の充実も図っております。

また、「緑の回廊づくり」を推進するなど自然環境の維持・保全や農村景観づくりに積極的に取り組んでおり、消費者が求める食の安全・安心に応えるクリーン農業の構築に努め、新しい農業生産・農村づくりに積極的に取り組んでおります。

（２）漁業

浜中町の漁業は、昆布漁などの沿岸漁業を中心としていますが、近年では、ウニやアサリなどの栽培漁業に力を入れており、新たな漁業の可能性を模索しながら、海を耕し、つくり育てる漁業振興を目指しています。

なお、浜中町の漁業者の 9 割以上が昆布漁に従事しており、全国有数の水揚げ量を誇る昆布の町となっています。浜中町の昆布は、霧多布湿原や周囲の山林から豊富な栄養が供給されることにより、良質な天然昆布として水揚げされています。

現在、浜中町の漁業で特に高い評価を得ているのが養殖ウニです。浜中町の養殖ウニは、養殖カゴの中で良質な昆布類のみを食べて成長するため、味や色調といった品質が一定であり、時化で天然ウニの採捕が困難な場合でも出荷できることから、市場において大変高い評価を得ています。2021 年（令和 3 年）3 月に「浜中町ウニ種苗センター」が完成し、種苗生産から水揚げまでの全工程が町内で行えるようになり、純度 100% 浜中町産ウニの生産が可能となっています。また、2023 年（令和 5 年）7 月には、地理的表示（G I）保護制度に登録され、他の製品との差別化が図られています。



■ 昆布漁出漁風景



■ ウニカゴの様子



■ 浜中町ウニ種苗センター

（３）観光

①浜中町の観光の概要

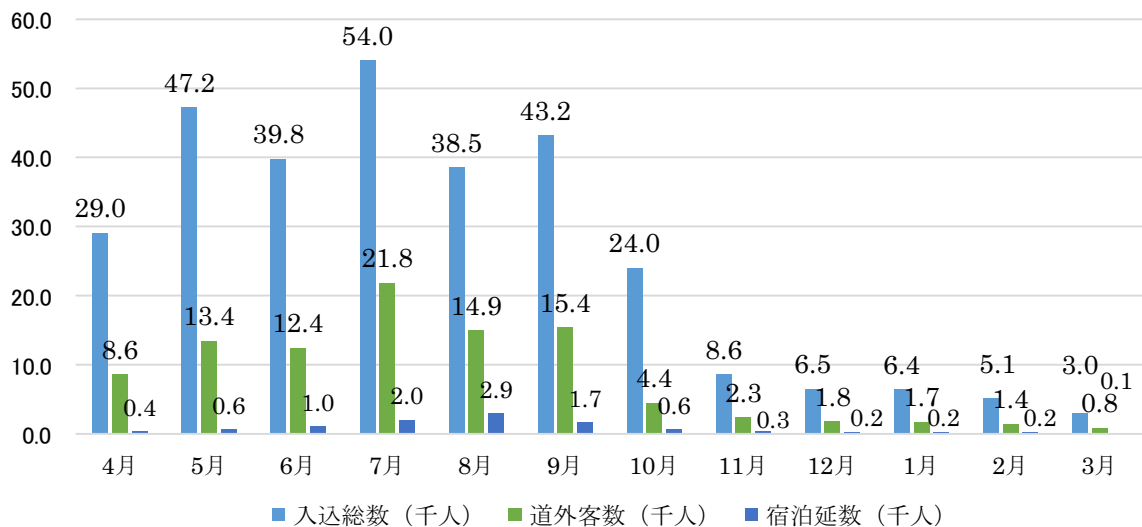
浜中町は、霧多布湿原や霧多布岬など、年間３０万人以上の観光客が訪れています。

２０１９年度（令和元年度）の観光入込数は、年間３０５．３千人となっています。その内、道外客がその約３割を占め９８．９千人となっています。宿泊延数は１万人泊となっており、来訪者の１割程度が宿泊していると推察されます。

観光客の入込数などを月別に見ると７月が最も多く、次に５月、９月となっており、逆に冬期間となるに１１月～３月の入込数が少ない状況です。

浜中町は、豊かな自然と素晴らしい景観が観光資源の軸となっています。奇岩絶壁をみせる断崖、岬などの海岸線の景勝、海跡湖、国の天然記念物に指定されている霧多布泥炭形成植物群落など、学術的に貴重な資源を有する霧多布湿原などを含む厚岸霧多布昆布森国定公園、第一次産業が生み出す産業資源、豊富な味覚素材と特色ある気候風土など、バラエティに富んだ価値の高い観光資源に恵まれています。

特に霧多布湿原は、ラムサール条約登録湿地に認定されるなど、国際的にその価値が認められており、エコ・ツーリズムの理念による湿原保全、適正な活用が図られています。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入込総数(千人)	29.0	47.2	39.8	54.0	38.5	43.2	24.0	8.6	6.5	6.4	5.1	3.0	305.3
道外客数(千人)	8.6	13.4	12.4	21.8	14.9	15.4	4.4	2.3	1.8	1.7	1.4	0.8	98.9
宿泊延数(千人)	0.4	0.6	1.0	2.0	2.9	1.7	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	10.2

■２０１９年（令和元年） 新型コロナウイルス蔓延以前 浜中町 観光入込数

資料：２０１９年度 北海道観光入込客数調査

②浜中町の主な観光資源

●霧多布湿原

霧多布湿原を含む厚岸霧多布昆布森国定公園は、国内では58か所目、道内では6か所目の国定公園として指定されました。四季折々の姿を見せ、春の雪解けとともに徐々に緑が生い茂り、夏から秋にかけては多くの花々が湿原を彩ることから「花の湿原」と呼ばれております。冬には雪により白く染まり、時折タンチョウ、オオワシなどを見ることができます。



■霧多布湿原

●霧多布岬（正式名称：湯沸岬）

霧多布岬は、標高40～60mのテーブル型の霧多布半島の東側に位置し、太平洋に突き出した岬には霧多布岬キャンプ場があります。岬から約3km沖合先にはアザラシのいる帆掛岩、浜中湾越しに奔幌戸や貫人の絶壁、海岸線等を見ることができます。



■霧多布岬

また、近年北太平洋の冷たい海に暮らす絶滅危惧種と言われる野生のラッコが見られるということで話題になっています。

●アゼチの岬

霧多布半島の西端にはアゼチの岬があります。アゼチの岬は琵琶瀬湾に突き出た岬で、小島・ゴメ島・嶮暮帰島を望め、遥かに琵琶瀬湾を見渡すことができます。アゼチの岬の先から望む小島には、浜中町の鳥「エトピリカ」が営巣します。昆布漁が盛んな時期は、早朝に昆布船の出漁風景を見ることができ、競い合う船の光景はとても迫力があります。



■アゼチの岬から見る昆布出漁

●火散布沼

火散布沼は、周囲約16.45km、面積3.58km²の太平洋に面した海跡湖です。海水が直接出入りするため河口の水路は冬期でも凍ることがありません。集水面積が小さいため河川流入量が少なく、加えて、沼全体が浅く湖岸が入り組んでいる特徴を有する汽水湖であり、アサリ、カキ、ウニなどの養殖場となっています。



■上空からの火散布沼

一方で、野生生物も多数生息し、特に鳥類では絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウが生息し、冬には白鳥も飛来します。

環境省が定める「日本の重要湿地500」に登録され、霧多布湿原とともに国際条約である「ラムサール条約登録湿地」として認定されています。

●嶮暮帰島（けんぼつきとう）

嶮暮帰島は、その昔ムツゴロウ（故 畑正憲）さんが動物と暮らし、動物王国の繁栄を帰した島として有名な島です。手付かずの自然が残るこの無人島にはスズラン、エゾカンゾウ、エゾリンドウなどの群落が残されているほか、貴重な動植物の宝庫でもあり、世界最小の動物といわれるトウキョウトガリネズミやコシジロウミツバメの生息地でもあります。



■嶮暮帰島

●霧多布湿原センター

1993年（平成5年）5月、霧多布湿原を一望できる高台にオープンした霧多布湿原センターは、自然公園等にあるビジターセンターとしての役割を持たせた施設となっています。霧多布湿原センターの建設は、「子ども達や地域の住民に、霧多布湿原や身近な自然環境を大切にする気持ちを育てていきたい。それが本町の産業や将来の発展につながる」という、思いのもとに進められました。



■霧多布湿原センター

センターでは、霧多布湿原の歴史や湿原の担っている役割、生息する動植物などの情報を広く知ることができます。その他、湿原散策やバードウォッチングなど、アウトドアメニューも体験することができます。

●浜中町ふれあい交流・保養センター 霧多布温泉「ゆうゆ」

1999年（平成11年）6月、温泉を核とした交流・保養・健康づくりの場として、また災害時の避難所としての役割を持たせた施設として建設されました。四季折々に豊かな表情を見せ、出迎えてくれる海と湿原を背に、ゆったりと心ゆくまで寛ぐことができます。



■霧多布温泉ゆうゆ

●霧多布岬キャンプ場

霧多布半島の東端に位置するキャンプ場は、サイトから海を眺められる絶景の場所にあります。車通りが少ない場所であり、夜は静かでゆったりと過ごせます。車で5分のところに霧多布温泉「ゆうゆ」、灯台を越えた先には、野鳥のコロニーもあります。



■霧多布岬キャンプ場

10. 歴史・文化

浜中町の歴史・文化資源として、下記のもものが挙げられます。

①歴史資源

北海道遺産の一つである、北海道開拓を支えた簡易軌道の歴史が浜中町に残されており、町内において実際に稼働していた軌道などが展示されています。



■旧浜中町簡易軌道車両

②神社・仏閣

漁業から発展してきた浜中町には、町内に神社やお寺が数多くあります。



■霧多布神社

③祭事

霧多布神社例大祭は浜中町で最も歴史があるお祭りであり、各地域自慢のみこしや山車が街を練り歩き、祭り囃子が響きわたります。山車の競演、ぶつかり合いはものすごい迫力です。



■霧多布神社例大祭

第3章 浜中町のまちづくり

1. 第6期浜中町まちづくり総合計画

(1) 浜中町のまちづくりのテーマ

浜中町は、広大な大地と豊かな資源を育む太平洋に恵まれ、農業・漁業を中心に自然と調和したまちづくりを進めています。

近年、浜中町を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少等による地域経済の低迷、多様化・高度化する価値観や生活スタイルに伴う地域課題の複雑化、大規模な自然災害への対策など多くの課題を抱えています。

しかし、先人が幾多の困難を乗り越えてきたように、責任と未来に希望をもってこの困難を乗り越えていかなければなりません。

こうした状況の中、町の最上位計画である「第6期浜中町まちづくり総合計画（2020年度～2029年度）」は、地域と行政が一体となり、かけがえのない自然環境を大切にしながら、地域特性を活かした産業振興を図り、郷土に対する愛着と誇りの醸成のもと、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちづくりを目指すとしています。

●第6期浜中町まちづくり総合計画のテーマと基本姿勢

浜中町のまちづくりのテーマ（将来像）

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

実現に向けた基本姿勢

「笑顔輝く共創のふるさと はまなか」

だれもが安心して暮らし続けることができる「ふるさと はまなか」を町民と行政とで共に創り上げることで、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指します。

「自然とともに生きるまち はまなか」

美しい自然環境を守りつつ、自然災害への対策を進め、快適で住みよいまちを目指します。

「豊かな大地と海のまち はまなか」

大地と海の恩恵を受けながら第一次産業を振興し、商工業や観光業との結びつきにより、まち全体の活性化を目指します。

●第6期浜中町まちづくり総合計画（体系）



（２）土地利用

第６期浜中町まちづくり総合計画では、恵まれた自然環境と美しい景観の保全を図るとともに、地域経済の発展と生活の質的向上に努めながら、土地の保全・利用を進めるとしています。

土地利用の基本方針

①宅地・市街地地域

公共施設や住宅街、商店が集まる霧多布市街地域・散布市街地域・茶内市街地域・浜中市街地域・姉別市街地域をはじめ町内の住宅地については、自然環境と調和した快適で安心・安全な住環境の整備を進めます。

②丘陵原野地域

町北西部から東部に広がる丘陵原野には、農地や森林が広がっています。本町の基幹産業の一つである酪農業の振興を図りながら、環境負荷の少ない酪農業の推進や森林の乱開発を防ぐなど、自然環境を守りながら土地利用を進めます。

③海岸地域

町南部の太平洋に面した海岸地域については、本町のもう一つの基幹産業である漁業の振興を図り、豊かな漁場や増養殖漁業の場として活用しながら、海洋環境や美しい海岸線の景観保全に努めます。また、海岸侵食防止対策を進めます。

④自然地域

天然記念物に指定されている「霧多布泥炭形成植物群落」を中心とした霧多布湿原や大小様々な湖沼、広大な丘陵原野など、浜中町は恵まれた自然環境が保持されています。土地利用にあたっては、長期的な視野に立ち、自然の保全と利活用の調和を図りながら土地利用を進めます。

（３）第６期浜中町まちづくり総合計画（基本計画）における景観づくりの位置付け

第６期浜中町まちづくり総合計画では、下図のように将来像に向けて６つの基本目標を定めており、基本目標を具体的に展開する施策の大綱が設定されています。

基本目標２「自然を守り未来につながる住みよいまちづくり」の施策として、「自然保全・景観形成」が示されており、景観づくりがまちの重要施策として位置付けられています。

自然と調和した景観の形成

①景観形成の確立

本町にとって望ましい景観や保全するための方法を町民とともに検討し、景観形成していきます。

②景観形成の誘導

建築物や構造物の建設や設置による景観への影響が少なくなるような景観の形成に努めます。

第4章 浜中町の景観特性

1. 浜中町の景観特性及び景観エリア

(1) 浜中町の景観特性

浜中町の景観は、その地形の成り立ちから段丘部、丘陵部、低地部、湖沼・湿原、海岸部に分けることができます。

段丘部では、防風林を背景とした酪農景観があり、JR 花咲線の茶内駅、浜中駅、姉別駅の側に市街地が形成されています。

丘陵部は、森林となっており霧多布湿原を取り巻くようにあることから、霧多布湿原の背景となる重要な森林景観となっています。

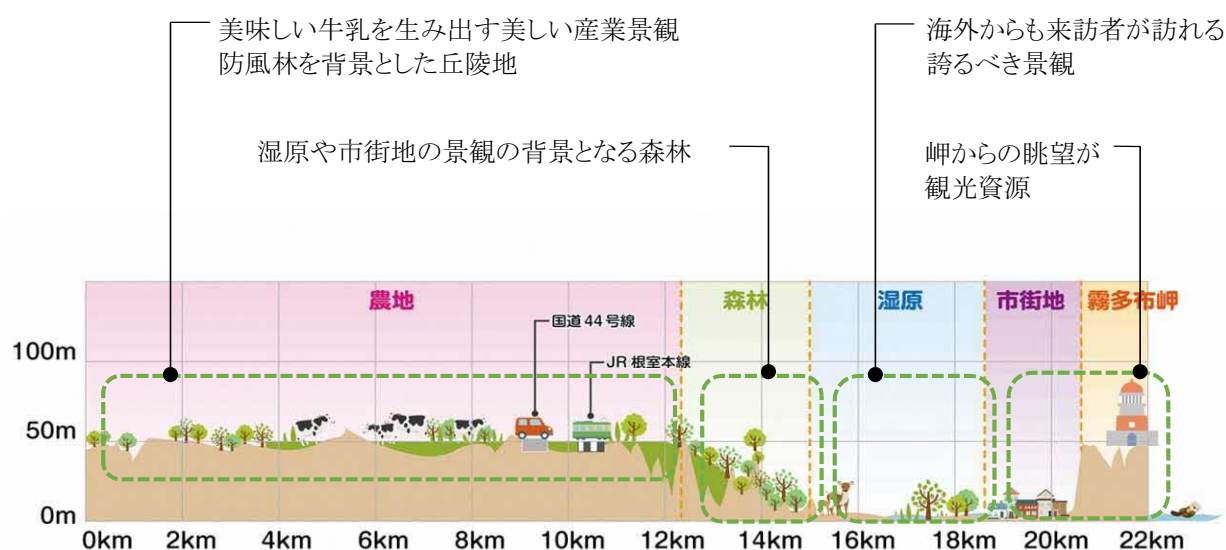
低地部は、湿地帯と海岸線に形成された砂堆があり、集落が点在します。また、海岸線と島をつなぐように発達した陸繋砂州（トンボロ）に霧多布市街が形成されています。

湖沼・湿原部には、火散布沼や藻散布沼のほか、霧多布湿原があります。

海岸部には、奇岩や断崖があり、霧多布岬等からその特徴的な海岸景観を眺めることができます。

加えて、浜中町の景観の特徴の一つとして、琵琶瀬展望台や霧多布湿原などの景観や霧多布岬など海岸景観を眺めることができる視点場があることが挙げられます。

このため、浜中町の景観は視点場からの景観も配慮することがとても重要です。



■ 浜中町の断面図

（２）浜中町の景観エリア

浜中町は、景観特性、産業形態、土地利用などから大きく５つの景観エリアに分けることができます。

浜中町の５つの景観エリア

①湿原景観エリア

霧多布湿原や火散布沼などの世界に誇る貴重な湿原景観を有するエリア

②市街地景観エリア

霧多布市街、茶内市街、浜中市街、姉別市街、散布市街で市街地や集落を有するエリア

③海岸・漁業景観エリア

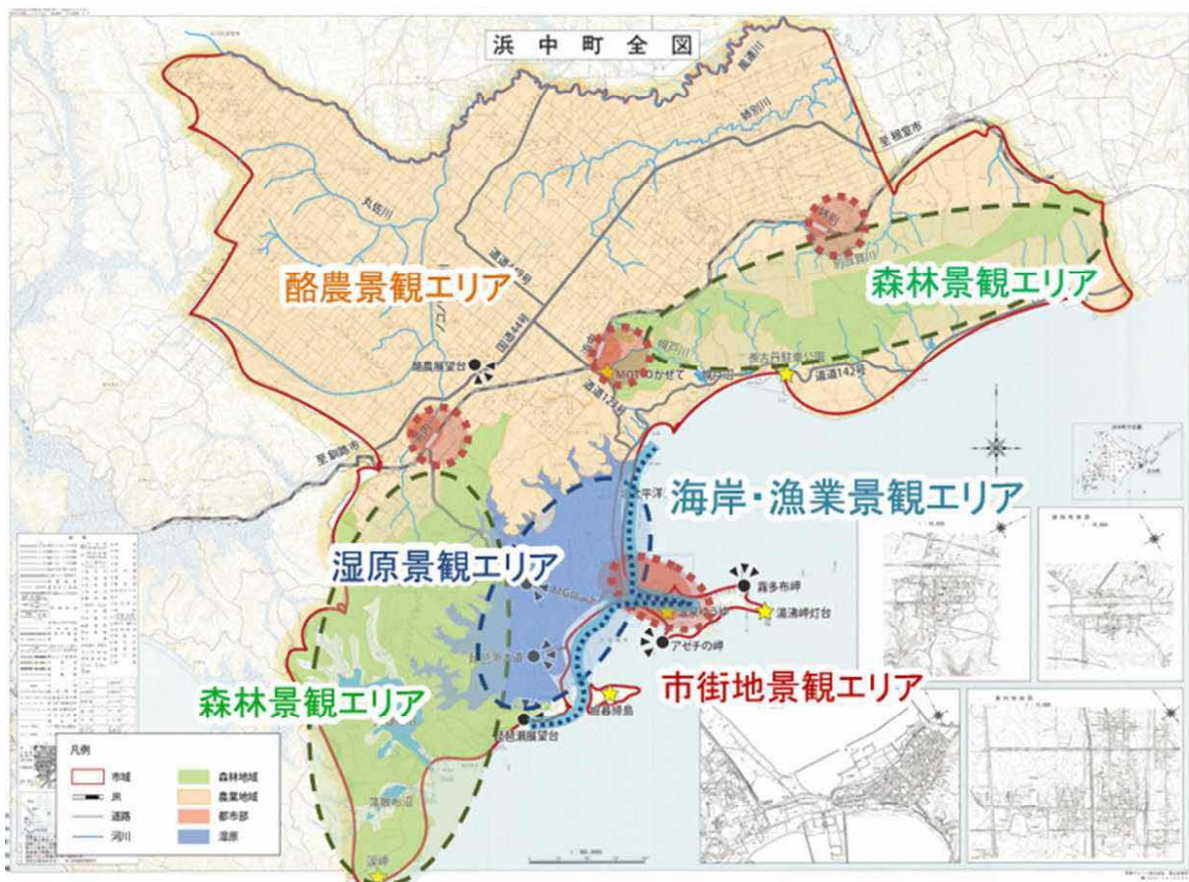
霧多布岬に代表され、海を望む景観や漁業景観を有するエリア

④酪農景観エリア

浜中町の西側の平坦な丘陵地に広がる酪農景観を有するエリア

⑤森林景観エリア

浜中町の景観の背景となる森林を有するエリア



■ ５つの景観エリア図

2. 景観エリアごとの景観特性

(1) 湿原景観エリア

浜中町は、厚岸霧多布昆布森国定公園の一角をなし、霧多布湿原や火散布沼などの世界に誇る貴重な湿原景観を有しています。

湿原は平坦に広がり、遠くには地平線が白く見えることもあります。人工物や高木がなく、低い草地や湖沼のある湿原を広く見渡す広がりのある景観が特徴です。

霧多布湿原は特別地域に指定されているため、その景観は保全されるものの、湿原の中を走る道道808号（琵琶瀬茶内停車場線）や霧多布湿原沿いを走る道道123号別海厚岸線・142号（根室浜中釧路線）の沿道に建築物などの人工物が設置されると、湿原景観を阻害することになります。

このため、湿原の自然景観の保全とともに湿原周辺の景観づくりが求められます。



■湿原エリアの景観特性図



■広がりのある霧多布湿原の景観



■湿原の遠景には海岸景観がある

（２）市街地景観エリア

市街地景観エリアは、霧多布市街、茶内市街、浜中市街、姉別市街、散布市街の５つに分けられます。

①霧多布市街

霧多布市街は、霧多布半島の北西岸の波が静かだったことから、自然港を形成するために１８８２年（明治１５年）に区画がつけられました。

その後、１８８７年（明治２０年）に木橋が完成し、警察署分署や病院、電信局がつけられ、１００を数えた戸数は、１９０６年（明治３９年）には７００に増加し、その後も浜中町の中心市街地として発展してきた。

浜中町の中心地である霧多布市街は霧多布半島にあり、霧多布大橋によってつながっていることから、霧多布大橋が市街地のゲートとなっている。

霧多布市街の南側の丘陵部には、１８８０年代に漁業祈願のために創建された霧多布神社をはじめとした寺社仏閣があり、歴史的資源になっています。

また、市街には、浜中町出身のモンキー・パンチ氏の作品を集めたモンキー・パンチ・コレクションがある総合文化センターがあり、多くの観光客が訪れてます。飲食店エリアにはモンキー・パンチ氏が描いたキャラクターを活かした仮想店舗があるほか、市街地内のサインにもルパン三世のキャラクターが描かれています。

霧多布市街のある霧多布半島は厚岸霧多布昆布森国定公園に含まれており、観光客が訪れる霧多布岬やアゼチの岬、エトピリカなどの海鳥やヒオウギアヤメ、エゾカンゾウなど群生を見ることができます。

市街の中心部を走る道道沿いに店舗や事務所などが並んでいるものの、近年、空き店舗・空き地が増えているほか、飲食店エリアにおける建物の老朽化などが、景観的な課題となっています。



■霧多布市街地の景観特性図



■霧多布市街地のゲート・霧多布大橋



■霧多布市街



■モンキー・パンチのキャラクターを活かした仮想店舗



■霧多布市街の全景（浜中町役場庁舎から）

②茶内市街

茶内市街は、ＪＲ茶内駅と国道４４号線をつなぐ道道５０６号茶内停車場線を中心に市街地が形成されています。

国道４４号線に近い場所に、茶内小学校と茶内中学校、釧路農業改良普及センター釧路東部支所、茶内八幡神社、厚岸警察署茶内駐在所があります。

茶内駅前には、浜中町役場茶内支所のほか商店が点在している。かつては商店が数多くあったものの、近年は空き店舗が見られるようになっていきます。茶内駅の北東側は、農業協同組合などの関連事務所のほか、乳業メーカーの工場があり、酪農の町を象徴するエリアとなっています。茶内駅裏の茶内旭地区は、製材会社や昆布加工会社があります。

景観的課題としては、空き店舗や空き地が増えており、その利活用と市街地のにぎわい創出が求められます。



■JR 茶内駅前



■JR 茶内駅からの風景



■JR 茶内駅



■乳業メーカー工場

③浜中市街

浜中市街は、霧多布市街から10kmほど離れたJR浜中駅の南東側、国道44号線につながる道道449号別海浜中停車場線を中心に形成されています。

浜中駅前には、小規模店舗と郵便局、その近くに浜中小学校や浜中中学校、浜中町役場浜中支所などがあります。

浜中市街には桜並木があり、桜並木の美しい景観は町民に親しまれており、持続的な維持・保全が求められます。

景観的課題として、空き店舗や空き家が目立ち始めており、その利活用などが考えられます。



■JR 浜中駅



■浜中市街の桜並木

④姉別市街

姉別市街は、JR姉別駅の周辺、国道44号線につながる道道988号貫人姉別原野線沿いに住宅などが点在している小さな集落で、姉別駅の周辺には、郵便局や商店などがあります。

景観的課題としては、空き家が目立ち始めており、その利活用などが考えられます。

⑤ 散布市街

散布市街は、道道123号別海厚岸線沿いに形成され、アサリ漁や、カキ、ウニの養殖ほか、昆布漁に従事する住民が多く、夏季の干場での昆布干しの風景や漁船でにぎわう港の様子は浜中町の産業景観の一つでもあります。

現在、散布市街には、漁業協同組合、ウニ種苗センター、散布小中学校などがあります。

景観的課題としては、空き家が目立ち始めており、寂れた印象を与えることが懸念されており、空き家対策などが求められます。



■上空からの散布市街の様子



■散布市街の岸壁



■市街地の様子

(3) 海岸・漁業景観エリア

①海岸景觀

道道123号別海厚岸線を進むと涙岬、藻散布沼、火散布沼、琵琶瀬展望台、琵琶瀬木道などがあり、道道142号根室浜中釧路線で根室市方面に向かうと、幌戸沼、羨古丹駐車公園などがあり、美しい海岸景観を楽しむことができます。

しかし、北太平洋シーサイドライン沿いで海岸線を見通せる場所では、電線電柱や太陽光発電施設の設置などが進み、美しい海岸景観の阻害につながっていることが懸念されます。



■上空からの湿原周辺の様子



■北太平洋シーサイドラインの太陽光発電パネル

②漁業景観

浜中町の面する太平洋沿岸は、天然昆布が生育するのに最適な環境で、その水揚げ量は全国の1割を占めており、浜中町の重要な特産品となっています。昆布漁は、毎年7月上旬から成昆布漁が始まり、10月中旬まで続きます。道路沿いには「干場」と呼ばれる砂利を引いた場所に昆布がきれいに並べられている風景が見られます。

漁業のまち浜中町には、霧多布港、散布漁港（本港・渡散布地区・藻散布地区）、琵琶瀬漁港、榊町漁港、浜中（釧路）漁港（貫人地区）、浜中（釧路）漁港（奔幌戸地区）と、地方港湾1つと漁港5つがあります。

また、アゼチの岬から見える昆布船の一斉出港の景観などは、浜中町を代表する漁業景観であり、観光資源になっています。

こうした昆布干しの様子や漁港に漁船が並ぶ様子、アゼチの岬からの漁業景観は、浜中町の基幹産業の一つである豊かな漁業を象徴し、浜中町の漁業のブランド力を高める大切な景観の一つです。

しかし一方で、漁港に廃船などが放置されるなどその景観を損ねる恐れがあることから、今後においてはより周辺の美化・保全、環境への配慮が必要と考えられます。



■霧多布港内



■霧多布港で陸揚げされた漁船



■昆布干場の様子

（４）酪農景観エリア

浜中町の段丘部には農地が広がるとともに、防風林等を背景に草を食む牛、牧草ロールが並ぶ姿が特徴的な景観となっています。

特に国道４４号線を中心として南北に牧場が多く立地し、雄大な酪農景観が広がり、車からの眺望は観光資源としての魅力も含んでいます。

酪農景観は浜中町の大切な産業景観であり、クリーンなイメージは乳製品に付加価値を与え、浜中町の酪農のブランド化につながっています。

このため、農地や防風林などを継続的に保全し、酪農景観を大切にすることが必要であると考えられます。

国道４４号線などの主要な道路沿いでは、サインや矢羽根などの道路附帯物を含めた沿道の景観を検討することが必要です。

農地付近の沿道に建てられた太陽光発電施設、架空線、電線・電柱、サインなどは、広がりのある酪農景観を阻害することが懸念されます。



■酪農エリアの景観特性図



■なだらかな丘陵地に広がる農地と防風林



■直線の道路沿いに酪農景観が広がる道道 807 号



■防風林などが印象的である広がりのある農地



■酪農景観をつくりだしている牧草ロール

(5) 森林景観エリア

浜中町の丘陵部は、森林が霧多布湿原を取り巻くようになっています。また、山頂部及び尾根の一部に段丘面が残存しています。

なお、一部にカラマツ等の針葉樹の植林地が見られますが、大部分は自然のままの植生が残っています。

この森林は霧多布湿原を取り巻くようになっていることから、霧多布湿原の背景となる重要な森林景観となっています。

浜中町の丘陵部の森林を走る道路沿いには、太陽光発電施設や風力発電施設などが設置され、今後も設置が増えると景観を阻害する恐れがあります。



■ 湿原の背景となる森林景観



■ 湿原の奥に立つ風力発電施設



■ 山の表面保護



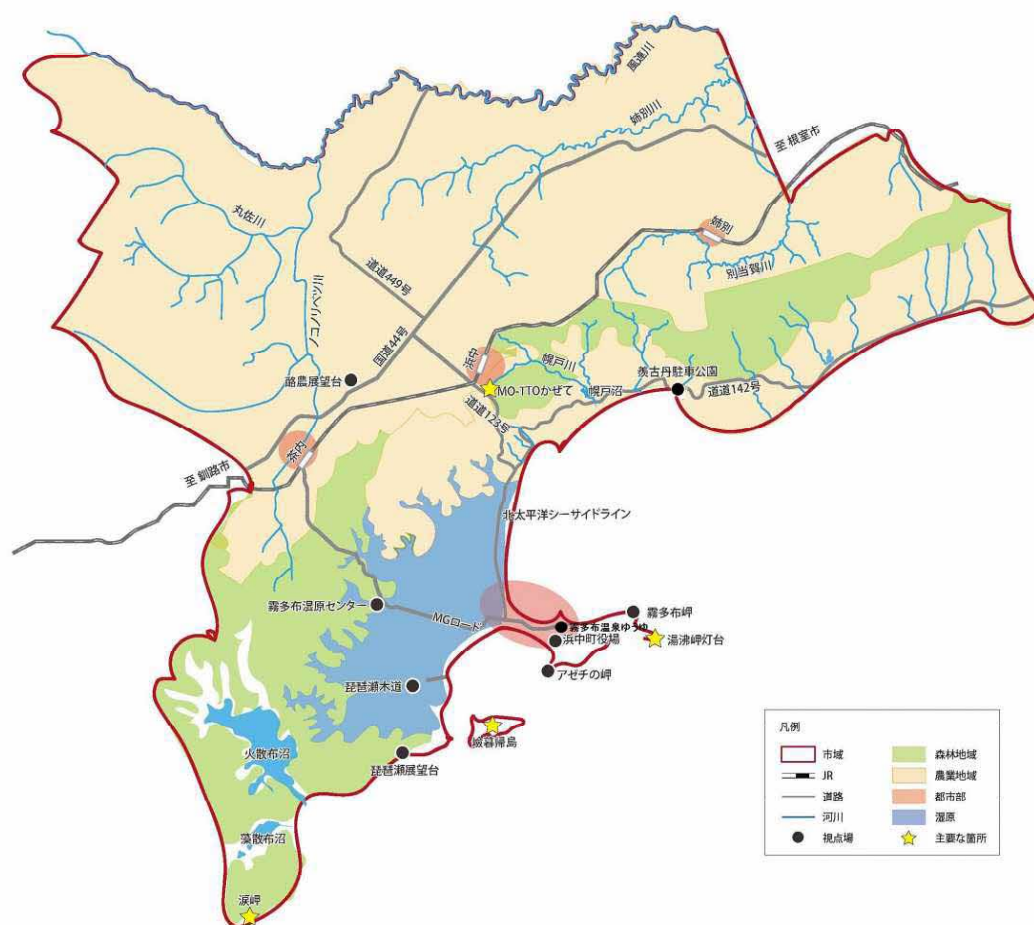
■ 太陽光発電パネルと送電線

3. 視点場からの景観（眺望景観）

浜中町には、湿原や海岸の美しい眺めが得られる視点場があり、多くの来訪者が訪れています。浜中町の景観づくりでは、特にこうした9つの視点場及び視点場からの景観に配慮することが求められます。

視点場から得られる景観

	湿原景観	市街地景観	海岸・漁業景観	酪農景観	森林景観
①霧多布岬			●		
②アゼチの岬			●		
③琵琶瀬展望台	●	●	●		●
④浜中町役場周辺	●	●	●		●
⑤霧多布温泉ゆうゆ	●	●	●		●
⑥霧多布湿原センター	●		●		
⑦琵琶瀬木道	●				●
⑧酪農展望台				●	●
⑨美古丹駐車公園			●		



（１）霧多布岬（正式名称：湯沸岬）

霧多布岬の先端までは散策路が続いており、先端からは太平洋の広がりを感じることができる眺望景観が得られます。また、岬の先端の付近に立つ湯沸岬灯台は、２０１６年（平成２８年）に「恋する灯台」として認定されているほか、近年はラッコを見ることができるスポットとしても有名です。一方で、湯沸岬灯台まで続く電柱・電線は灯台の景観を悪化させており、今後無電柱化を進めるなど、良好な景観を形成できるよう検討を進める必要があります。



■霧多布岬と灯台



■霧多布岬に向かう散策路から



■霧多布岬の散策路



■霧多布岬の南側の眺め

(2) アゼチの岬

アゼチの岬は琵琶瀬湾に突き出た岬で、小島・ゴメ島・嶮暮帰島を望め、遥かに琵琶瀬湾、浜中湾の海岸線を見渡す事ができます。浜中町にはこのような海鳥の聖地となる小さな島、岩が多く、そのため多くの海鳥が生息しています。

またアゼチの岬では、昆布盛漁期の晴天の日に漁船が一斉に出漁する様子は壮観な景観です。

一方で、アゼチの岬に至る道路（歩道部分）の路盤隆起、柵の損傷等が著しく、展望スペースに向かう通路のベンチ、展望スペースなどの老朽化が進んでおり、環境整備の検討が求められます。



■アゼチの岬からの眺望



■アゼチの岬からの出漁の風景



■アゼチの岬からの小島と嶮暮帰島



■アゼチの岬からの新川の集落の眺め

（３）琵琶瀬展望台

琵琶瀬展望台は、霧多布湿原の南に位置する高台にある展望台で、北側を見ると広大な霧多布湿原の中を琵琶瀬川が蛇行する様子を見ることができ、振り返ると太平洋を一望できることから、360度の広大なパノラマを楽しむことができます。

琵琶瀬展望台からの眺望景観は、霧多布湿原を代表する眺望景観でもあり、展望台からの眺望景観が工作物などで阻害されないように配慮するとともに、遠景となっている市街地の景観も配慮することが求められます。また、琵琶瀬展望台の施設の老朽化が目立ち始めており、環境整備が望まれます。



■琵琶瀬展望台からの眺望



■琵琶瀬展望台からの眺望



■琵琶瀬展望台

(4) 浜中町役場周辺

霧多布の標高40mの高台にある浜中町役場周辺からは、手前に霧多布市街、市街右側には浜中湾、左側には琵琶瀬湾、遠方には霧多布湿原とその背景となっている森林景観を眺めることができます。

役場庁舎からの景観は、霧多布市街の景観、海岸景観、湿原景観、その背景となる森林景観からなっており、市街地景観の質を高めるとともに、海岸景観、湿原景観、森林景観の保全が必要なが確認できます。



■ 浜中町役場庁舎3階からの眺望

(5) 霧多布温泉ゆうゆ

標高42mの湯沸山の一角にある霧多布温泉ゆうゆは、太平洋にのびる霧多布岬、アゼチの岬、霧多布湿原など素晴らしい景観に囲まれた温泉施設です。

展望スペースからは、霧多布市街越しに琵琶湾、浜中湾を一望することができます。また、施設内にはレストランもあり、食事をしながら雄大な景色を楽しむこともできます。



■ 霧多布温泉ゆうゆ展望スペースから



■ 霧多布温泉ゆうゆ展望スペースから

（６）霧多布湿原センター

霧多布湿原センターは、湿原を見下ろす高台に、湿原の成り立ちやその魅力を発信するビジターセンターとして建てられました。２階の展望ホールからは広大な湿原を一望できます。

さらに、湿原の先にある嶮暮帰島や霧多布岬の半島まで並行に眺望することができるのが特徴です。一方で、丘地下にある展示物は老朽化が著しく環境整備が求められます。



■霧多布湿原センターからの眺望



■霧多布湿原センターからの眺望

（７）酪農展望台

国道４４号線沿いの高台にある酪農展望台からは、美しく広がる緑の牧場風景、そして遠くに知床連山を眺めることができます。

また、防風林や豊かな森林を背景に、平坦な丘陵地帯に緩やかなうねりを見せ広がった酪農景観を眺望することができます。



■酪農展望台からの眺望



■酪農展望台からの眺望

（８）仲の浜木道・琵琶瀬木道

霧多布湿原をもっとも身近に感じられる場所が、仲の浜木道や琵琶瀬木道です。片道約５００mの琵琶瀬木道は、水平方向に広がりのある湿原景観や湿原の植物を堪能できる視点場となります。

奥のデッキまで行くと、水辺を見渡せるスポットになっており、タンチョウやエゾシカなどの野生動物に出会えることもあります。



■琵琶瀬木道からの眺望



■仲の浜木道からの眺望

(9) 羨古丹駐車公園

羨古丹駐車公園は、北太平洋シーサイドラインの途中に位置する駐車スペースです。ここからは、羨古丹の海岸や海岸線の起伏に富んだ風景、浜中湾越しの霧多布半島を見ることができます。羨古丹とは、アイヌ語で「築（ヤナ）・網の集落」という意味です。また、1831年（天保2年）にオーストラリアの捕鯨船レディ・ロウエナ号が停泊し、乗組員が上陸した場所としても有名です。



■羨古丹駐車公園から



■羨古丹駐車公園から

4. 浜中町の景観づくりに向けた配慮事項

浜中町の良い景観づくりにあたっては、5つの景観エリアと9つの視点場からの眺めの特性や課題を踏まえると、以下のことに配慮する必要があります。

●霧多布湿原の景観保全と周辺の景観づくり

霧多布湿原は、ラムサール条約登録湿地に認定されている浜中町の大切な自然です。

霧多布湿原を保全するのはもちろんのこと、湿原周辺、道道808号琵琶瀬茶内停車場線（MGロード）、北太平洋シーサイドラインの沿道の建築物や付属物、サインなどが湿原景観を阻害しないよう配慮することが必要です。

●市街地のにぎわいづくりと景観づくり

霧多布市街は、町の中心となる市街地で観光客も多く訪れることから、空き店舗や未利用地の利活用と合わせて市街地の軸となっている道道沿いの景観づくりを進めることが必要と考えられます。

茶内市街は、町の入り口にあたる市街地であり、来訪者に浜中町を印象付ける重要な役割を有しています。国道から茶内市街地の入口部の景観づくりや幹線道路沿いの空き店舗や未利用地の利活用、道道沿いの景観づくりを進めることが必要です。

●海岸保全と海岸沿いの景観づくり

浜中町は、6.6kmに及ぶ海岸線を有しており、海岸線の道路は北太平洋シーサイドラインと名付けられ、大切な観光資源になっています。

こうした特徴的な海岸景観を保全することはもちろん、沿道の太陽光発電施設を始めとした工作物の設置や道路付属物、広告・サインなどに配慮しながら、海岸の眺めを阻害しないよう、北太平洋シーサイドラインの沿道景観づくりを進めることが必要です。

●漁業のブランド化に向けた景観づくり

漁船が一斉に出漁する様子や昆布干しの風景は浜中町の漁業を代表する産業景観です。

一方で、港湾・漁港の周辺は廃船等の放置により景観が阻害されていることから、景観による浜中町の漁業のブランド化には、漁港周辺の景観への対策が必要です。

●酪農景観づくり

段丘に広がる酪農地帯は、良質な生乳が生産される浜中町の大切な産業景観です。防風林を背景とした広がりのある良好な酪農景観は、浜中町の乳製品のブランド化に欠かせない要素です。

一方で、沿道への太陽光発電施設などの設置、道路付属物やサインなどの設置に配慮して、浜中町の酪農のブランドイメージを高める景観づくりを行うことが必要です。

●森林景観づくり

丘陵部の森林は、霧多布湿原の眺めの背景となる景観であり、この森林景観の中に人工的な工作物などが配置されると、湿原景観にも大きな影響を与えることとなります。

このため、湿原景観の保全と合わせ、丘陵部の森林景観の保全を進めることが求められます。

●視点場からの眺めに配慮した景観づくり

視点場からの眺望景観を保全するためには、眺めの対象となる湿原や海岸、森林景観の保全はもちろん、景観を阻害する工作物などの設置や市街の建物の色彩などに配慮することが必要です。

また、視点場は観光客が訪れる場所であることから、視点場自体の景観も併せて配慮が必要です。

第5章 景観づくりの基本理念・基本方針

四季折々に彩りを変える湿原、季節により特徴的な風景を形成する酪農業や漁業、林業などの基幹産業、主要な視点場から見る風景などは、どれも浜中町を象徴する貴重な景観です。これらを守り、創り、次世代に継承するために、浜中町における景観づくりの基本理念と基本方針を示します。

1. 基本理念

浜中町の景観づくりの基本理念

～世界に誇れる自然景観と豊かな産業景観を次世代へ～

浜中町の霧多布湿原は、厚岸霧多布昆布森国定公園の一角を成し、海外からの来訪者が多く訪れる世界に誇れる自然景観を形成しています。この自然景観とあわせて、基幹産業である酪農業や漁業、林業なども、それぞれの特有の景観を形成し、本町の産業景観の象徴となっております。

こうした景観は、浜中町の観光資源であり、町民の誇りであり、我々が次世代へ継承すべき大切な宝であることから、浜中町の景観計画では、こうした景観を大切にしていきます。

2. 基本方針

浜中町景観づくりの基本方針

- ①世界に誇れる湿原景観の保全
- ②感動を生む眺望景観づくり
- ③浜中ブランドの酪農景観づくり
- ④世界の人々が訪れるまちにふさわしい市街地景観づくり
- ⑤まちぐるみの景観づくり

①世界に誇れる湿原景観の保全

霧多布湿原をはじめラムサール条約登録湿地に認定されている火散布沼や藻散布沼などは、世界に誇れる宝であることからその周辺も含め湿原景観を保全します。

- ・霧多布湿原、火散布沼、藻散布沼などの保全
- ・広がりのある湿原景観を阻害する要因の制限
- ・湿原景観の背景となる森林景観の保全

②感動を生む眺望景観づくり

浜中町の湿原景観や海岸・漁業景観、酪農景観は、他の地域ではなかなか見られないものであり、訪れた人に感動を与える観光資源でもあります。

こうした景観を浜中町の貴重な財産と位置付け保全するほか、それらの景観を眺望するのに最

適な視点場の整備などを進めます。

- ・ 9つの視点場（眺望点）から眺められる景観の配慮
- ・ 霧多布岬周辺の景観整備
- ・ 琵琶瀬展望台などの景観整備

③浜中ブランドの酪農景観づくり

浜中町の牛乳は、とても高水準な環境で生産・衛生管理されており、その価値をより高めるため、美しい酪農景観づくりを進めます。

- ・ 酪農地帯の沿道景観づくり
- ・ 酪農景観の背景となる防風林や河畔林の保全
- ・ 酪農景観の背景となる森林景観の保全

④世界の人が訪れるまちにふさわしい市街地景観づくり

豊かな自然や雄大な眺めを求め、世界から観光客が訪れるまちにふさわしい市街地の景観づくりを進めます。

- ・ 空き店舗や空き地、空き家への対策
- ・ 霧多布市街地のにぎわいの創出と景観づくり
- ・ 茶内市街地のにぎわいの創出と景観づくり

⑤まちぐるみの景観づくり

町民、企業、行政が連携し、まちぐるみで景観づくりを進めます。

- ・ 町民、企業、行政が連携した取組みを推進
- ・ 浜中町の美しい景観の情報発信
- ・ 景観資源を活かした観光振興
- ・ 景観教育

3. 景観エリアごとの景観づくりの方針

（１）湿原景観エリア～霧多布湿原周辺の景観づくりの方針

霧多布湿原は、何もない広大な湿原の景観が特徴であり、樹木も少ない広がりのある空間は人々の大きな感動を呼んでいます。

そのような広がりのある空間である湿原の周辺では、建築物や構造物等が設置されると景観と調和せず、景観を損ねる恐れがあります。

そこで、世界に誇る霧多布湿原の景観を保全するため、霧多布湿原周辺の建築物や構造物等の設置の制限を行います。

具体的には、霧多布湿原周辺の自然公園法における第2種・第3種特別地域、普通地域に一般建築物や工作物（太陽電池発電施設、鉄塔、広告物、サインなど）を設置する際、小規模でも届出を必要とする景観づくりのルールを設けます。

①MGロード周辺の景観づくり

道道808号琵琶瀬茶内停車場線は、霧多布湿原を横切る浜中町の幹線道路であり、そこから眺める湿原景観を保全することが必要です。

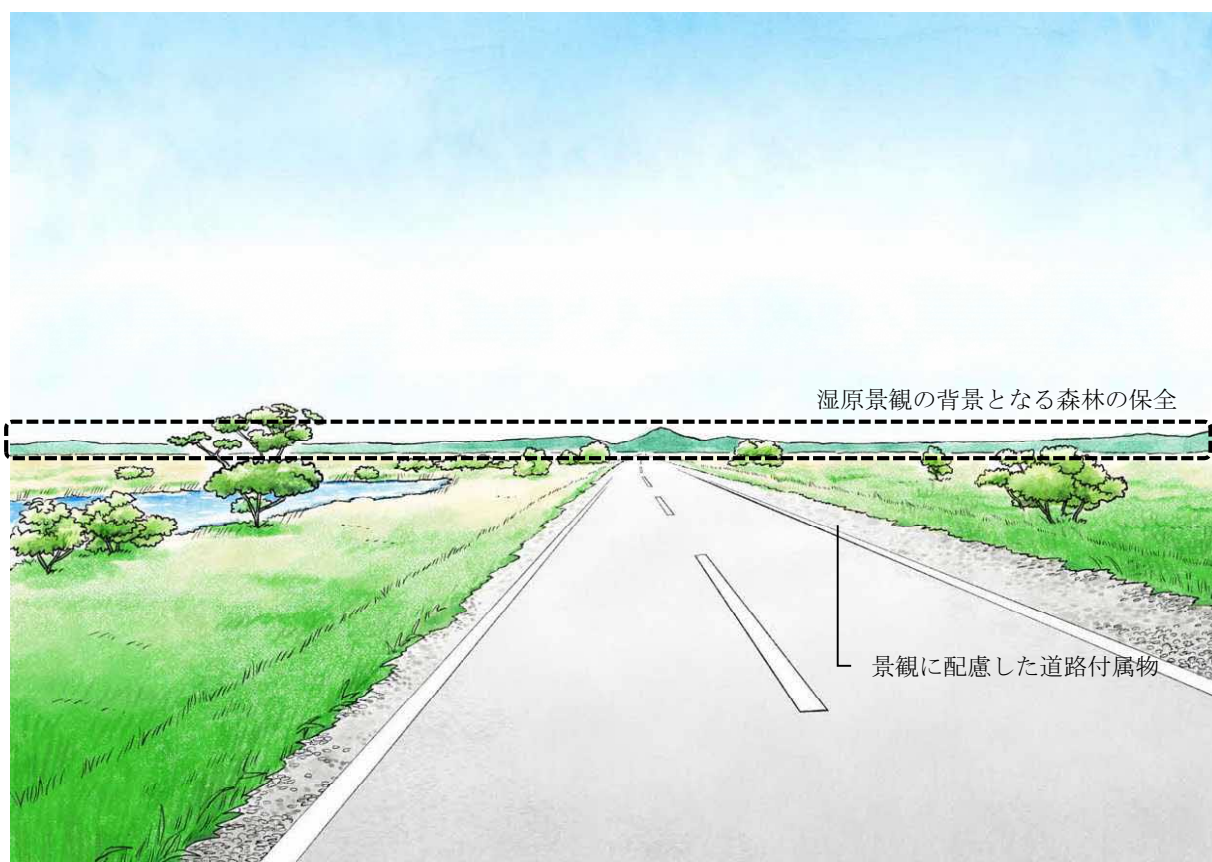
MGロードは、自然公園法の第1種特別区域となっていることから、建築物などは設置されず、景観が阻害されることはないと考えられます。しかし、湿原景観を保全するためには、道路附属物やサインなど、道路自体の景観に配慮することが必要です。



■MGロードの現況



■方針を踏まえたMGロードのイメージ



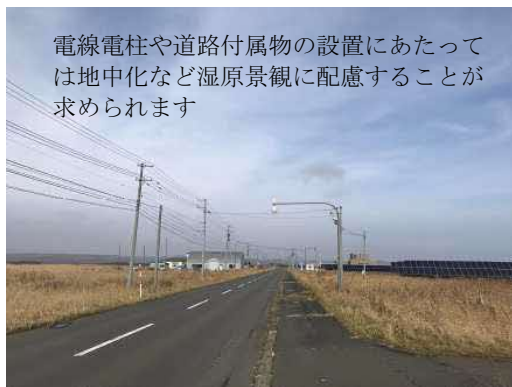
■方針を踏まえたMGロードのイメージ

②北太平洋シーサイドライン沿道（湿原側）の景観づくり

北太平洋シーサイドラインは海岸と並行し、霧多布湿原の景観を眺められるルートです。

霧多布湿原の景観を保全するため、湿原側の沿道は太陽電池発電施設の設置を規制するほか、道路と太陽光発電パネル等の間に樹木を配置し、サインや看板は景観に配慮して設置することが必要です。

また、広がりのある空間が大きな特徴である湿原景観を保全するために、鉛直性の高い構造物（携帯電話の基地局など）や架空線、電線電柱などの設置、そのほか一般建築物は色彩も含めて景観に配慮することが必要です。



■北太平洋シーサイドラインの現況



■方針を踏まえた北太平洋シーサイドラインのイメージ写真



■北太平洋シーサイドライン（湿原側）の配慮事項

（２）市街地景観エリアの景観づくりの方針

厚岸霧多布昆布森国定公園のまちとして自然と調和した美しいイメージを高めるために、市街地の景観づくりが必要です。

浜中町の市街地は、国道４４号線からのアプローチ道路で市街地に入る構造になっており、市街地にゲート性があることが大きな特徴です。

このため、市街地では、幹線道路から市街地に向かう箇所や市街地の出入口の演出を行い、市街地の印象を高める景観づくりを行う必要があります。

同時に、市街地のアプローチ道路であり、まちの骨格となる道路については、電線電柱の地中化や看板類の制限、花などによる演出、沿道の建物などの景観的配慮を行い、まちのイメージを高める検討が必要です。

加えて、市街地では空き店舗や空き家、空き地が目立ち始めており、空き店舗や空き家の利活用、空き地や公共空間のプレイスメイキング（※1）などを行い、まちのにぎわいを感じられる景観づくりを進める必要があります。

※1「プレイスメイキング」とは、あらゆる住環境において居心地の良い心的価値をつくり、生活の質を高める場所づくりの概念。

①霧多布市街

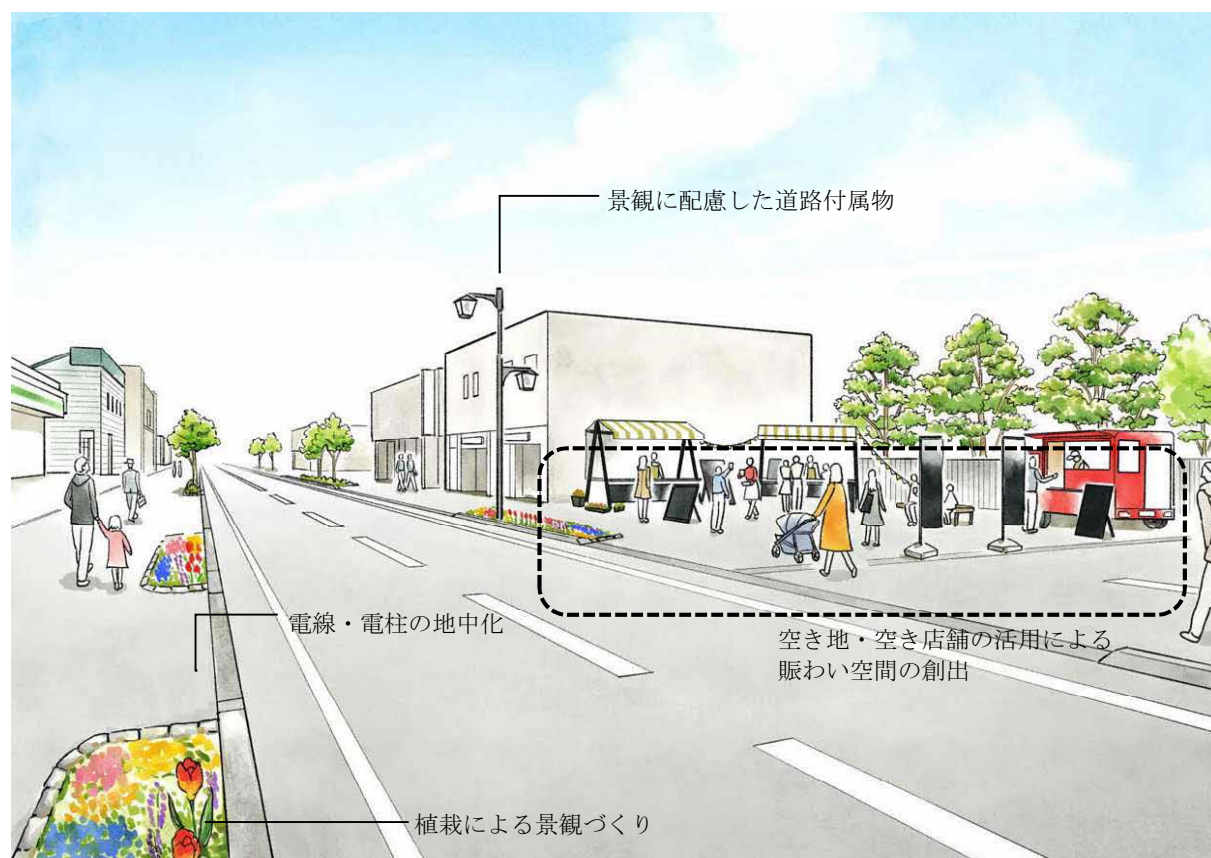
霧多布市街は、町の中心で観光客も多く訪れることから、市街地景観の軸となっており、道道沿いの建物のルールづくりや電柱電線の地中化によって良好な市街地景観づくりが必要です。

また、空き店舗や未利用地の活用によるにぎわいの創出、沿道の植栽による景観づくりを図ります。

さらに、役場庁舎からの眺望の対象となることから、建築物の屋根の色彩や工作物の色彩については、けげばしい色を避けるなど配慮する必要があります。



■現在の霧多布市街



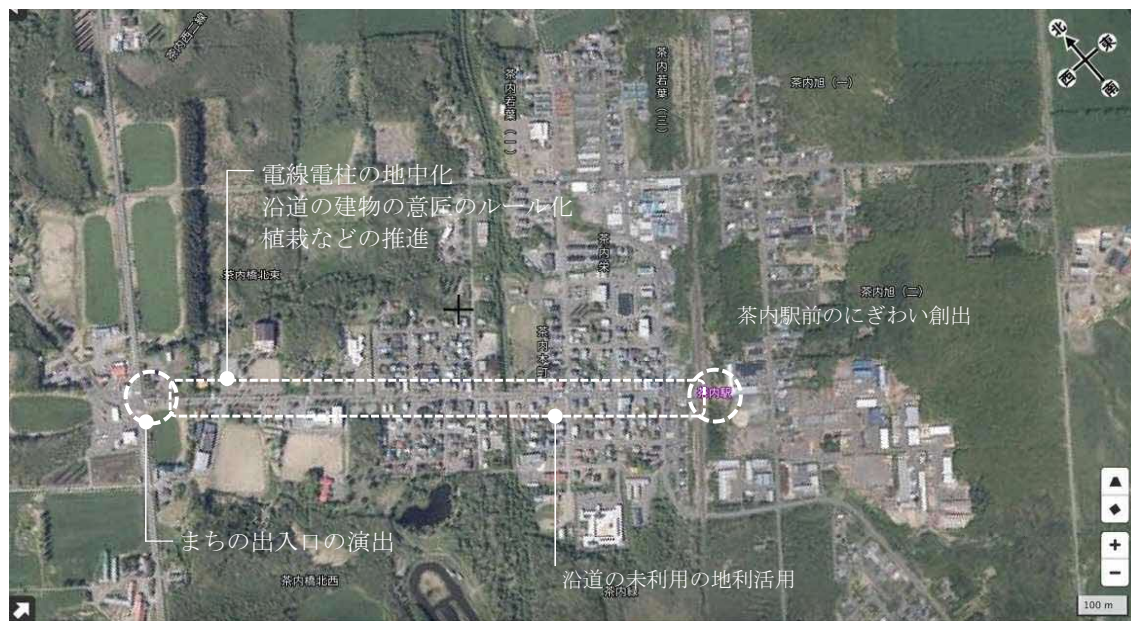
■方針を踏まえた霧多布市街のイメージ

②茶内市街

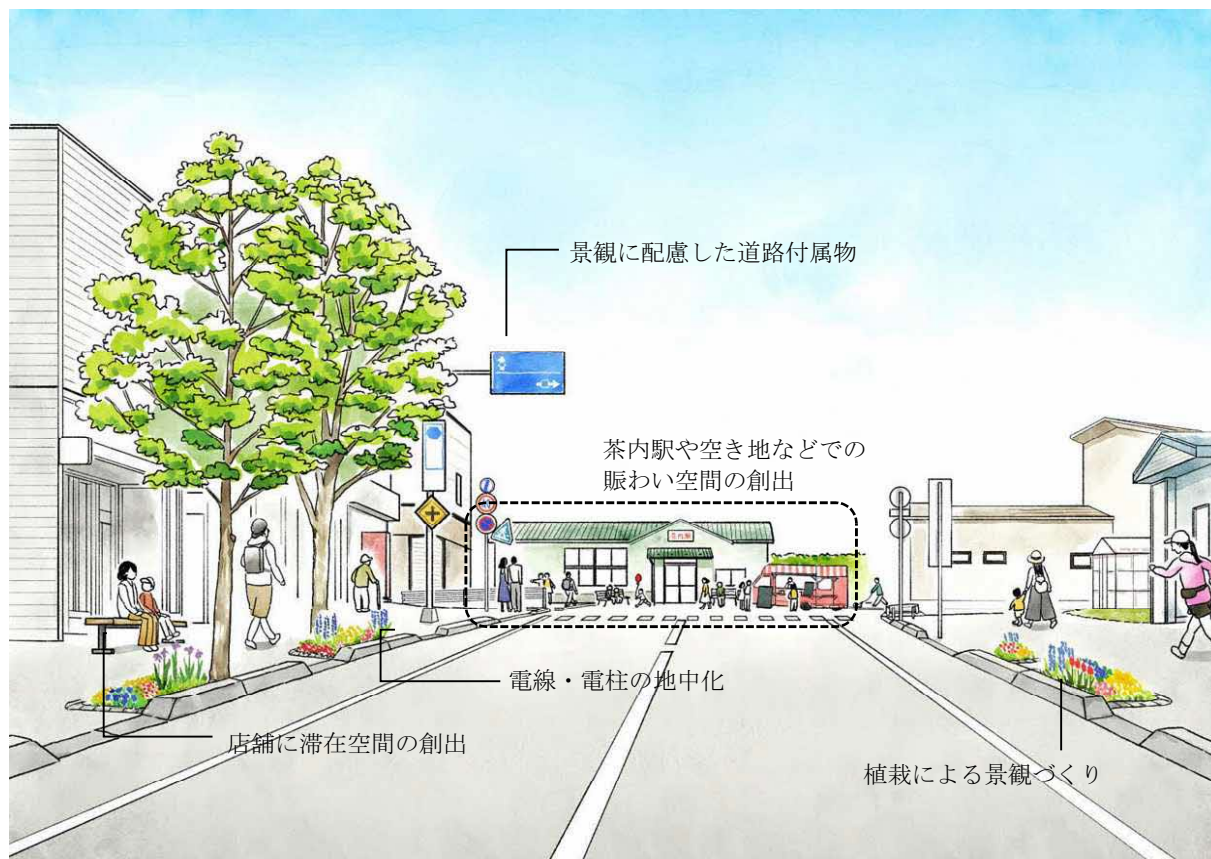
茶内市街は、J R花咲線や国道44号線を利用して浜中町を訪れる時に通ることが多く、町を印象付ける市街地の一つであることから、市街地景観を高める必要があります。

茶内市街は、幹線道路となっている道道沿いの建物のルールづくりや電柱電線の地中化、沿道の植栽などによって、良好となるような景観づくりが必要です。

また、空き店舗や未利用地の活用、茶内駅前の利活用によるにぎわい創出が求められます。



■上空からの茶内市街



■方針を踏まえた茶内市街地のイメージ

(3) 海岸・漁業景観エリアの景観づくりの方針

①海岸景観

海岸沿いを走る北太平洋シーサイドラインのシーケンス景観（※1）は、琵琶瀬湾、浜中湾を近い距離で感じられる重要な景観です。

しかし、北太平洋シーサイドラインの沿道は、土地利用の規制やルールがなく、海岸線を見通せる一部の箇所では、太陽光発電パネルの設置などにより、その景観が阻害されています。

また、漁港周辺では一部廃船の放置などにより景観が阻害されている箇所があります。

美しい海岸線の眺めを保全するために、北太平洋シーサイドライン沿いでは、太陽光発電施設や看板類や電線、電柱の設置、道路附帯物の設置などのルールを設ける必要があります。

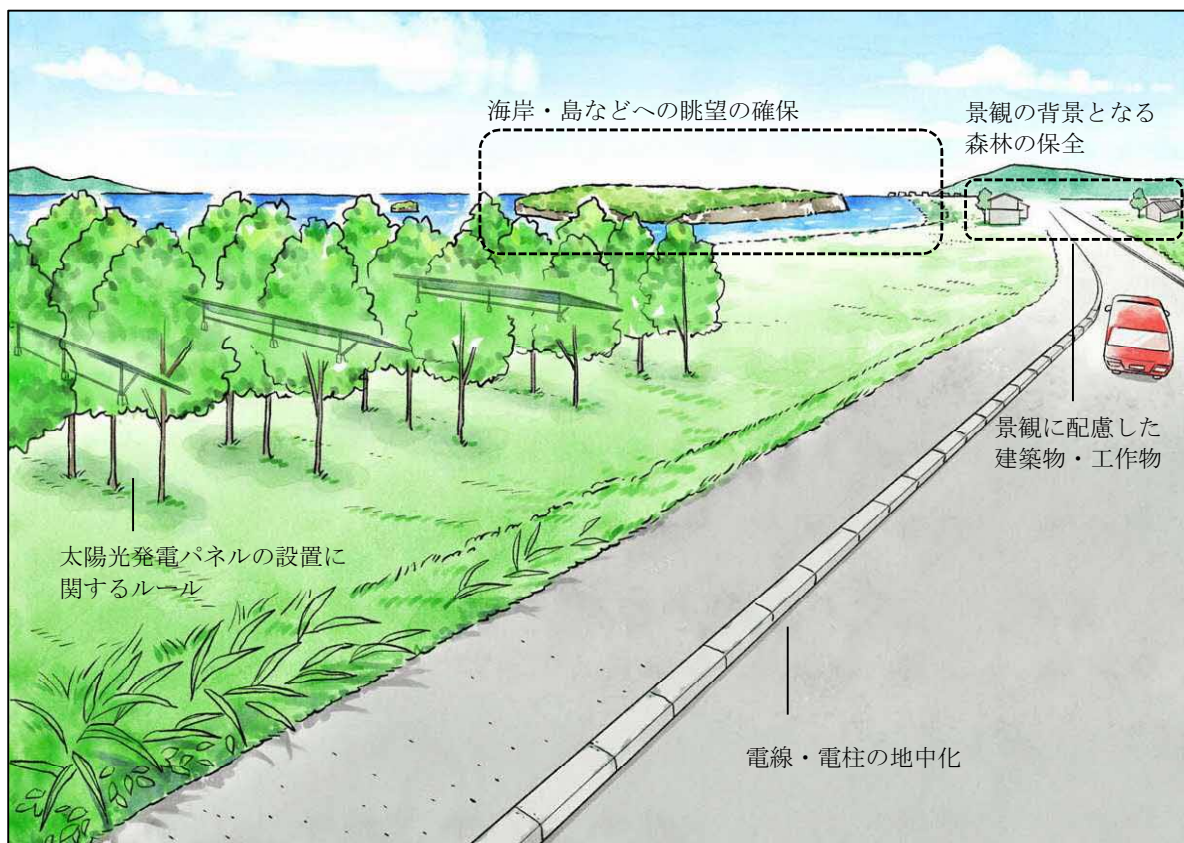
※1「シーケンス景観」とは、次々と移り変わっていく景観を継起的に体験する景観。



■北太平洋シーサイドラインの現況



■方針を踏まえた北太平洋シーサイドラインのイメージ写真



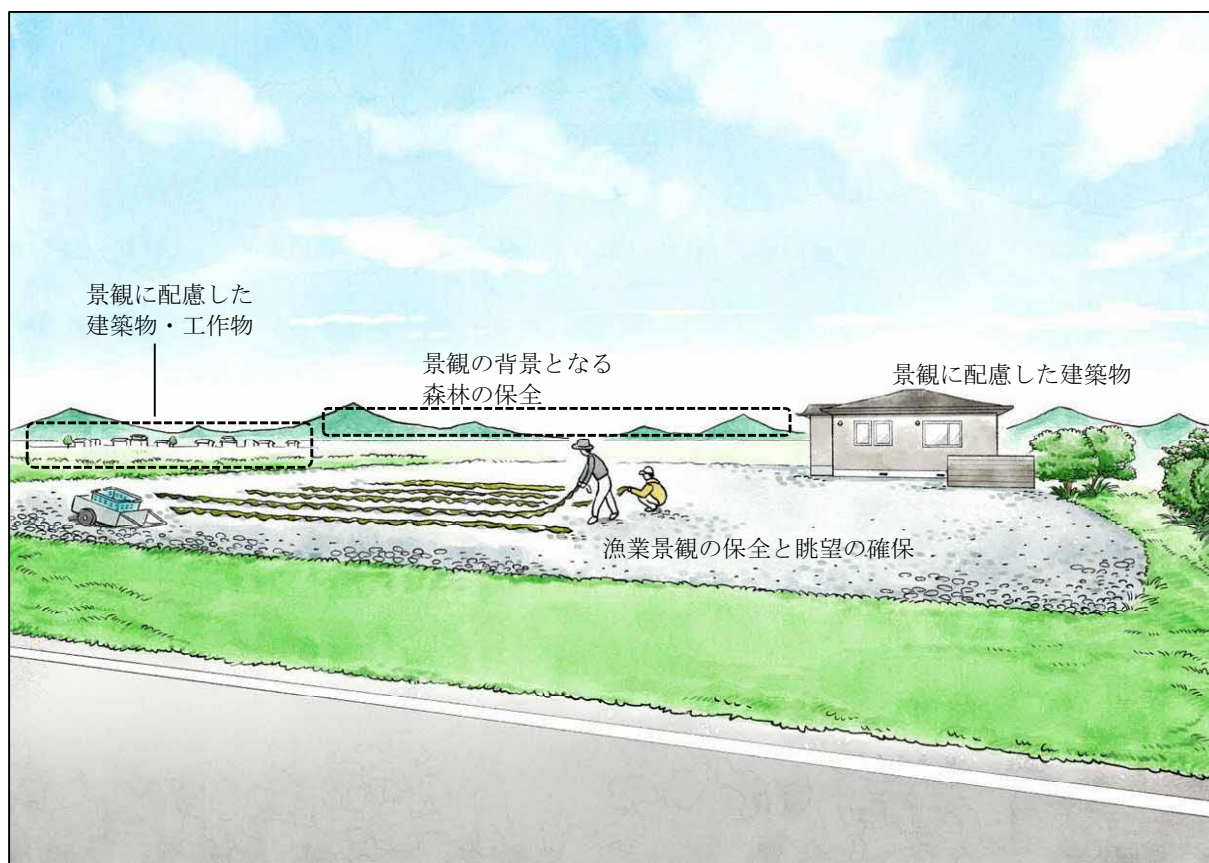
■方針を踏まえた北太平洋シーサイドライン（海岸側）のイメージ

②漁業景観

港湾、漁港やその周辺は廃船やごみの放置などに配慮し、景観が阻害されないようにします。北太平洋シーサイドラインの沿道における昆布干しの様子や漁港に漁船が並んでいる様子などは、浜中町の基幹産業である漁業を感じさせる産業景観となっていることから、建築物や構造物の設置については景観に配慮する必要があります。



■ 漁業景観の現況



■ 方針を踏まえた北太平洋シーサイドライン（湿原側）のイメージ

（４）酪農景観エリアの景観づくりの方針

内陸部に広がる酪農地帯は、防風林等を背景に、広大な牧草地で牛が草を食む様子や、牧草ローラーが置かれている光景などが特徴的な景観となっています。

酪農業は、浜中町の大切な産業景観であり、クリーンなイメージは乳製品に付加価値を与え、酪農のブランド化につながると考えられます。

しかし、道路に近い位置に工作物が設置されると、この大切な景観が阻害される可能性があることから、看板類、道路附帯物など工作物の設置に関するルールを設ける必要があります。

幹線道路のサインの整備（サインのデザイン）や矢羽根、ガードレールなどの道路付属物など沿道からの眺望を保全する必要があります。

沿道から見える太陽光発電パネルや架空線、電線電柱などの設置に配慮します。

遊休農地や農業施設の放置の防止、酪農景観の背景となる防風林等の手入れなどに配慮する必要があります。

牧草地周辺への耕地防風林や河川周辺の河畔林などは継続的に整備を進める必要があります。



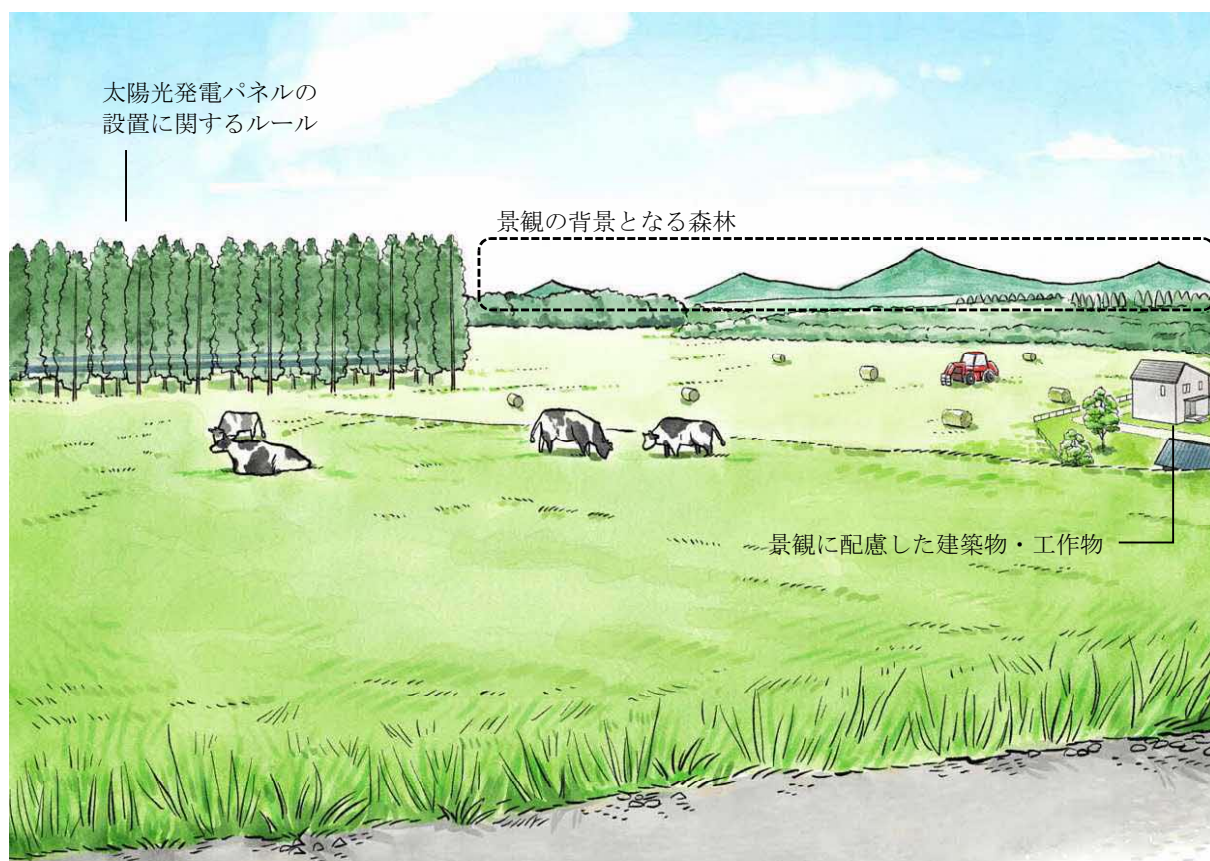
■酪農景観の現況



■方針を踏まえた酪農景観のイメージ写真



■酪農景観の現況



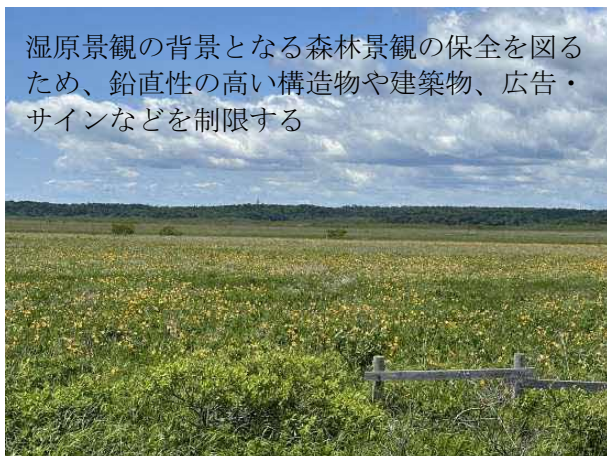
■方針を踏まえた酪農景観のイメージ

（５）森林景観エリアの景観づくりの方針

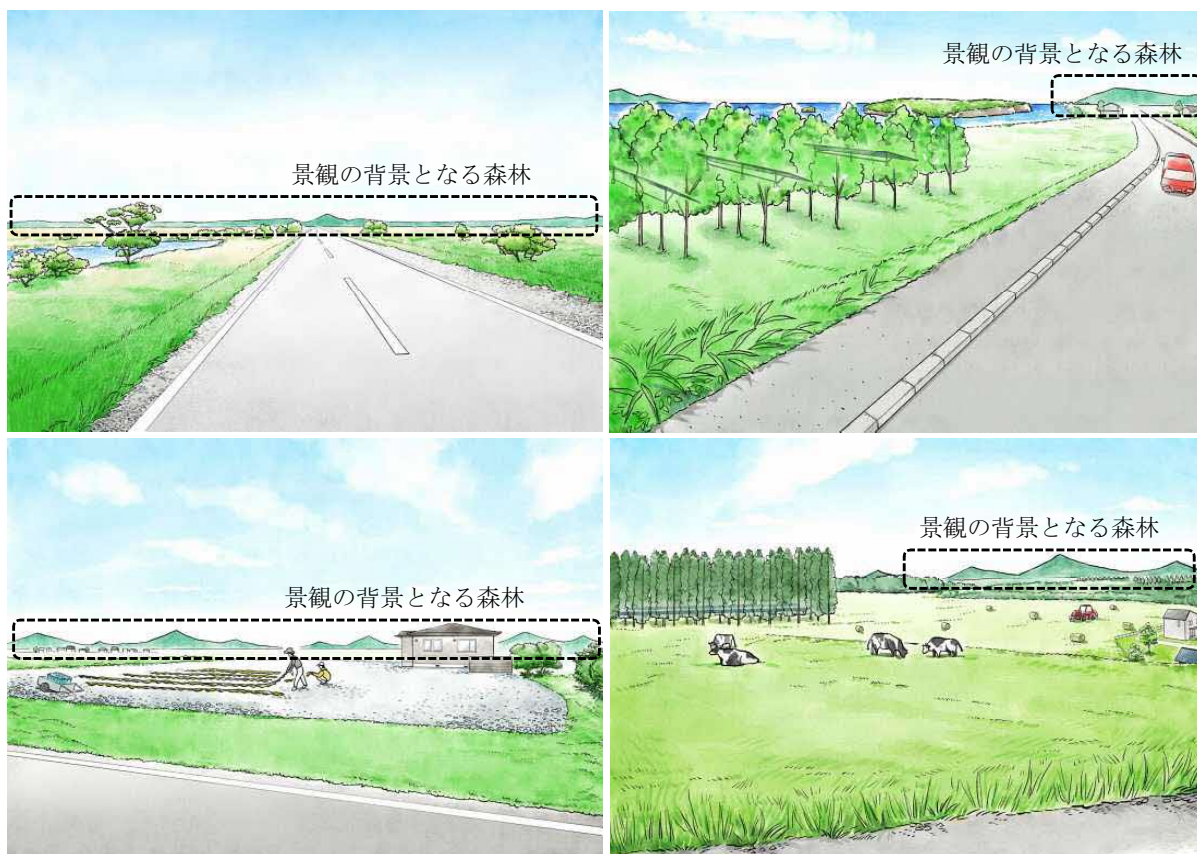
丘陵部の森林は、霧多布湿原の眺めの背景となる景観要素であり、森林景観の中に人工物などが配置されると、湿原景観にも大きな影響を与えます。

一方、森林エリアの一部は、国定公園の普通地域になっていることから構造物や建築物の設置が可能で景観を阻害する恐れがあります。

そこで、森林景観を保全するために、森林エリアでの鉛直性の高い構造物（携帯電話の基地局など）の設置の制限や小規模の構造物や建築物、広告・サインの設置の制限、色彩のルールを設けます。



■森林景観の現況



■方針を踏まえた森林景観のイメージ

4. 眺望景観の景観づくりの方針

(1) 眺望景観の景観づくりの方針

視点場からの眺望景観を保全するために、眺めの対象となる湿原や海岸、森林の景観の保全を行うことはもちろん、景観を阻害する工作物などの設置や市街地の建物の色彩などのルールづくりを行います。

また、視点場は、観光客が訪れる場所でもあることから、視点場自体の景観整備も行います。

(2) 霧多布岬の眺望景観

霧多布岬からの眺望景観は、その対象が太平洋、琵琶瀬湾や浜中湾だけでなく、集落も対象になります。

眺望景観を高めるため、今後集落の景観に関して住民や関係者などと協議を行いながら色彩のルールなどを検討していきます。

一方、霧多布岬では、散策路の木柵の維持補修や電柱電線の地中化により景観保全を図り、来訪者の滞在時間を長くするような賑わい空間の創出を検討します。



■霧多布岬の現況



■霧多布岬からの眺め

(3) 琵琶瀬展望台からの眺望景観

琵琶瀬展望台からの眺望景観は、その対象が霧多布湿原や太平洋だけでなく、集落も対象になります。

眺望景観を高めるために、今後集落の景観に関して住民や関係者などと協議を行いながら色彩のルールなどを検討していきます。

一方、琵琶瀬展望台では、看板や展望施設、店舗、付帯施設などの老朽化が進んでいることから、こうした施設の更新を進めます。



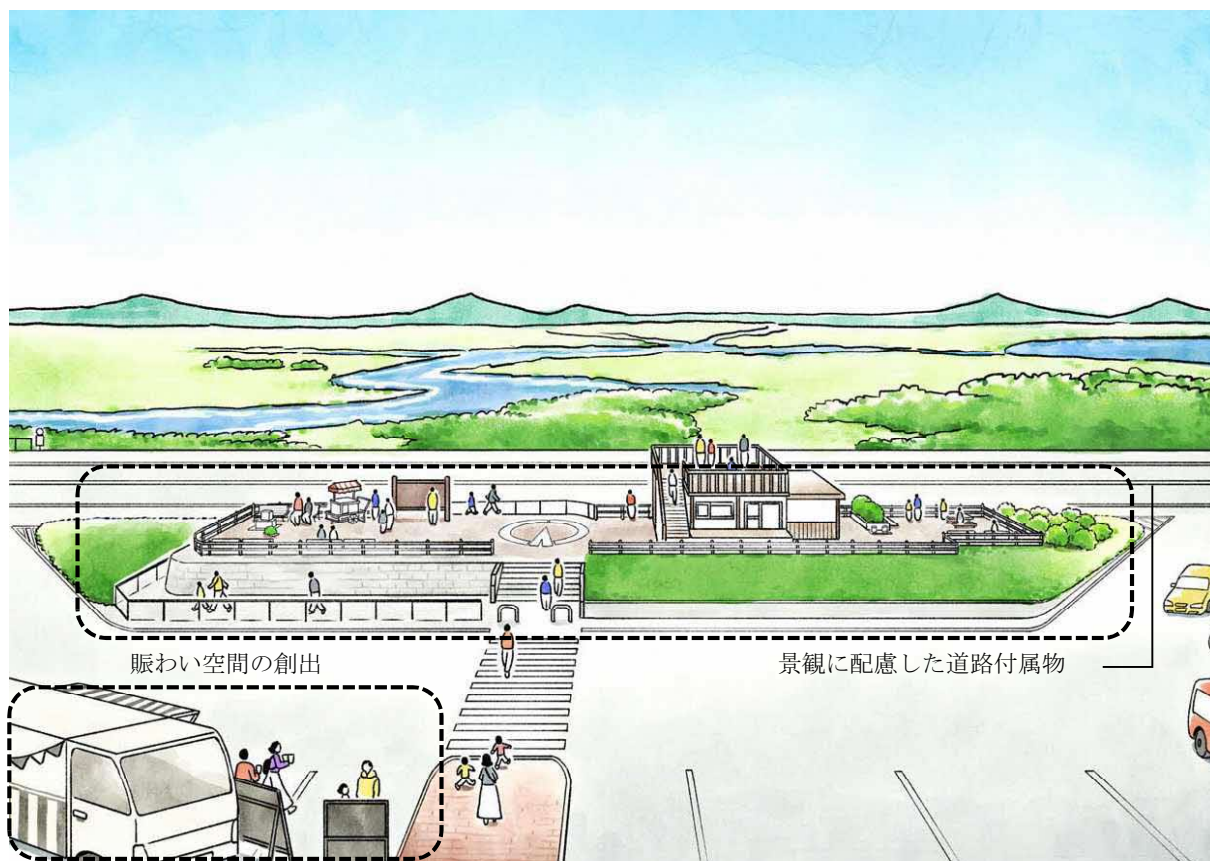
■ 琵琶瀬展望台からの眺めの現況



■ 琵琶瀬展望台の現況



■ 琵琶瀬展望台周辺の現況

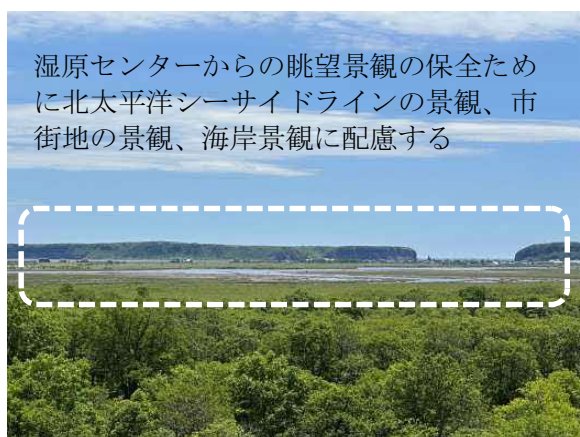


■方針を踏まえた琵琶瀬展望台のイメージ

(4) 霧多布湿原センターからの眺望景観

霧多布湿原センターからの眺望景観は、その対象が霧多布湿原だけでなく、海岸沿いの集落も対象になります。

眺望景観を高めるために、景観を阻害する工作物などの設置や海岸沿いの建物の色彩などのルールづくりを行います。



■霧多布湿原センターからの眺め

第6章 景観計画の区域（行為の制限）

1. 景観計画の区域

浜中町の景観は、町民にとって故郷の大切な風景となっている一方、重要な観光資源でもあることから、町内全域の良好な景観づくりを進めるため、町内全域を「景観計画区域」とします。

2. 景観計画区域の区分

浜中町の景観特性と基本方針の展開から、景観計画区域を「一般区域（景観形成重点区域を除く景観計画区域全域）」と「景観形成重点区域」の2つに分けて景観づくりを進めます。

3. 浜中町一般区域の景観づくり

浜中町景観計画区域の一般区域における届出対象行為・景観形成基準は、北海道景観計画の一般区域の基準を基本とします。

(1) 浜中町一般区域の届出対象行為

浜中町一般区域の届出対象行為を、以下のとおり設定します。

行為の種類			一般区域の届出対象行為
建築物	新築又は移転		H：13m 又は A：2,000m ² を超えるもの
	増築又は改築		※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合は対象外
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更		新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
工作物	新設 又は 移転	さく、塀、擁壁等	H：5m を超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H：15m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの
		煙突等	
		物見塔等	H：13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	H：13m 又は A：2,000m ² を超えるもの
		貯蔵・処理施設	
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
		太陽電池発電設備	規模高さに関わらず、届出対象 ※ただし、総発電出力 10 キロワット未満の太陽電池発電設備（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。）、又は居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する場合は対象外
	増築・改築		増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m ² 以下の場合は対象外
	修繕、模様替え		新設又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為			S：10,000m ² 又は、のり面・擁壁 H：5m を超えるもの

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

(2) 浜中町一般区域の景観形成基準

浜中町一般区域の景観形成基準を、以下のとおり設定します。

行為の種類		景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
建築物・工作物	位置・配置・規模	位置・配置	勧告・協議基準 ・建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ・主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 ・地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
		規模	勧告・協議基準 ・建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ・主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 ・地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)	形態意匠	勧告・協議基準 ・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 ・全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 ・オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。 命令基準 ・建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。
		色彩	勧告・協議基準 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。
		色彩の範囲	・建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。 【けばけばしい色彩の範囲】 明度： 7を超えるもの 彩度： R(赤)、YR(黄赤)系は8を超えるもの Y(黄)系は6を超えるもの GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は4を超えるもの
			勧告・協議基準 ・建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

開発行為	敷地の外構・その他	修景	・敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	勧告・協議基準 ・建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ・良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
		緑化	・敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
		堆雪スペース	・堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	
	位置・規模	位置	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 ・景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 ・開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ・主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 ・地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
		規模	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 ・景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 ・開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ・主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 ・地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	形状	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。	勧告・協議基準 ・開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
		資源の保全	・開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	勧告・協議基準 ・河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
		緑化	・開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 ・地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

4. 重点的に景観づくりを進める区域（景観形成重点区域）

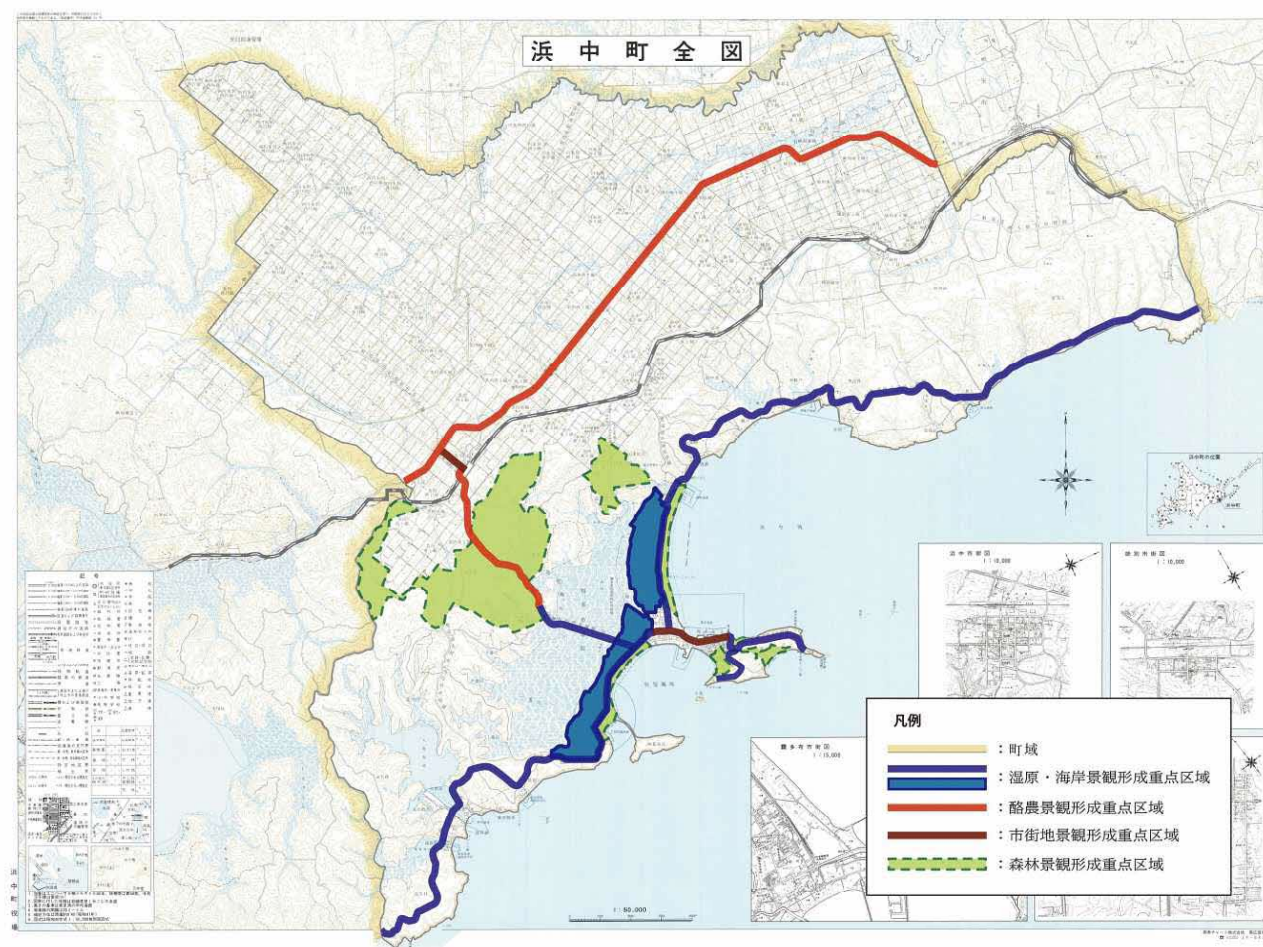
景観づくりにおいて特に重要な区域と位置付ける「景観形成重点区域」は、湿原・海岸景観形成重点区域、酪農景観形成重点区域、森林景観形成重点区域、市街地景観形成重点区域の4つとします。

湿原・海岸景観形成重点区域と酪農景観形成重点区域、市街地景観形成重点区域は、指定する道路の中心線から30mの範囲を景観形成重点区域とし、湿原・海岸景観形成重点区域においては、一部、自然公園法における特別保護地区又は第1種特別地域までとします。

森林景観形成重点区域は、厚岸霧多布昆布森国定公園の自然公園法における普通地域を指定します。

浜中町の景観形成重点区域

- (1) 湿原・海岸景観形成重点区域
(霧多布湿原に接するMGロード沿道、北太平洋シーサイドライン沿道)
- (2) 酪農景観形成重点区域
(国道44号線・道道808号琵琶瀬茶内停車場線の一部)
- (3) 森林景観形成重点区域（自然公園法における普通地域）
- (4) 市街地景観形成重点区域（霧多布市街・茶内市街）



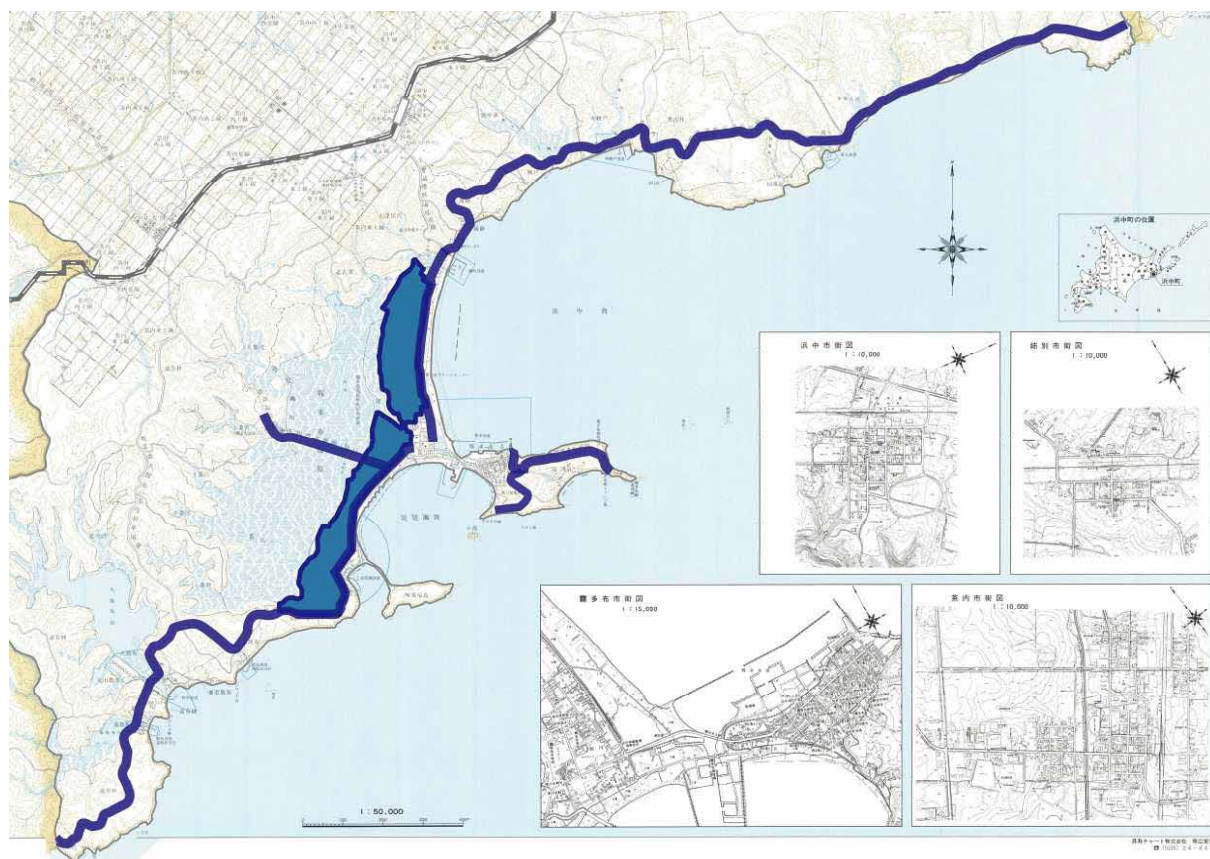
（１）湿原・海岸景観形成重点区域

①湿原・海岸景観形成重点区域

湿原・海岸景観は、浜中町を代表する景観であり、水平方向に広がりのある景観が特徴です。この景観を目的に、世界から多くの来訪者が集まっており、湿原及び海岸の景観は琵琶瀬展望台などの眺望施設だけでなく、道路からも楽しむことができます。また霧多布市街は、役場からの眺望景観を湿原及び海岸とともに形成していることから、特に周辺環境との調和が重要です。

今後、建造物・工作物の色彩、太陽光発電施設や風力発電施設の建設等により、景観が阻害されることが懸念されます。

浜中町を代表する景観を保全するために、道道８０８号琵琶瀬茶内停車場線（ＭＧロード）、道道１２３号別海厚岸線の一部（北太平洋シーサイドライン）、道道１０３９号霧多布岬線、町道湯沸１号、道道１４２号根室浜中釧路線（北太平洋シーサイドライン）を景観形成重点区域として定め、一体感のある景観を創出します。



②湿原・海岸景観形成重点区域の考え方

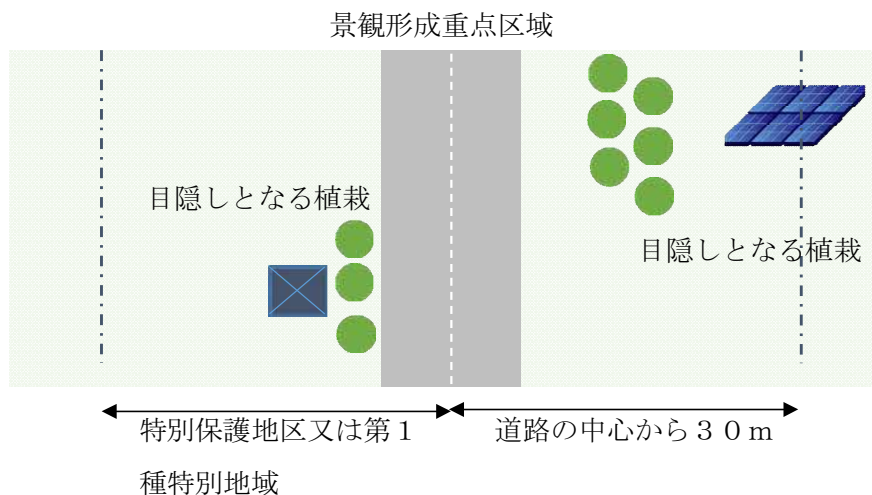
湿原・海岸景観形成重点区域は、以下の考え方を基本とします。

湿原・海岸景観形成重点区域の景観づくりの考え方

- ・沿道の太陽光発電施設や風力発電施設に設置の制限及びルールを設け、広がりのある景観を保全します。
- ・建造物及び工作物の高さ制限を設け、水平方向に広がりのある景観を保全します。
- ・建造物及び工作物の規模、形状、色彩、反射の規制誘導を行い、特に周辺と調和した景観づくりを行います。
- ・道路付属物のデザインに配慮した道路景観の形成と屋外広告物のルールづくりを、景観重要公共施設に指定することで進めます。



- ・太陽光又は風力発電施設は設置しない
- ・太陽光又は風力発電施設をやむを得ず設置する場合は、道路境界線から20m以上離すことが望ましい
- ・道路からの景観を考慮して樹木を配置
- ・サインや看板は景観に配慮して設置する
- ・鉛直性の高い構造物（携帯電話の基地局など）は設置しない
- ・一般建築物は色彩も含めて景観に配慮する（届出）



③湿原・海岸景観形成重点区域の届出対象行為

湿原・海岸景観形成重点区域の届出対象行為は、北海道景観計画の「北海道羊蹄山麓広域景観形成推進地域」の基準を基本に、部分的に厳しい基準を設定します。

行為の種類			湿原・海岸景観形成重点区域の届出対象行為
建築物	新築又は移転		H：10m 又は A：1,000m ² を超えるもの
	増築又は改築		※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合は対象外
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更		新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
工作物	新設、又は移転	さく、塀、擁壁等	浜中町一般区域と同様
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H：10m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの
		煙突等	
		電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	H：10m を超えるもの
		物見塔等	H：10m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	H：10m 又は A：1,000m ² を超えるもの
		貯蔵・処理施設	
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
		太陽電池発電設備	浜中町一般区域と同様
	増築・改築		増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m ² 以下の場合は対象外
	修繕、模様替え		新設又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為			S：5,000m ² 又は、のり面・擁壁 H：5m を超えるもの

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

④湿原・海岸景観形成重点区域の景観形成基準

湿原・海岸景観形成重点区域の景観形成基準は、北海道景観計画の「北海道羊蹄山麓広域景観形成推進地域」の基準を基本に、部分的に厳しい基準を設定します。

ア. 建築物

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置・規模	眺望の確保	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 ・湿原景観、海岸景観などへの良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び規模とすること。	勧告・協議基準 ・建築物等の位置・配置・規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ・主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 ・地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ・地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	高さ	・原則として 10m を超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
形態意匠	周辺との調和	・周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	浜中町一般区域と同様
	外壁・壁面	・道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。	
	屋根形状	・適度な勾配を有するものとし、周辺の景観と調和した形態とするよう努めること。	
	付帯設備、付属建物	・オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
色彩	周辺との調和	・敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 ・多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	浜中町一般区域と同様
	色彩の範囲	・建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の 1/5 を超えないこと。 【外壁】 けばけばしい色彩の範囲 明度： 7 を超えるもの 彩度： R(赤)、YR(黄赤)系は 7 を超えるもの Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は 3 を超えるもの 【屋根】 けばけばしい色彩の範囲 明度： 5 を超えるもの 周辺の良好な自然環境を阻害しない色相、色調とすること。	

素材	周辺との調和	・敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	勧告・協議基準 ・建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
	経年変化	・屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	勧告・協議基準 ・屋根及び外壁等の素材が経年変化によって、地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺環境を著しく阻害するとき。
	反射	・鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。	勧告・協議基準 ・反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用し、地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺環境及び眺望景観を著しく阻害するとき。
の敷地の外構・その他	緑化	浜中町一般区域と同様	勧告・協議基準 ・良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
	堆雪スペース	浜中町一般区域と同様	勧告・協議基準 ・建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

イ. 工作物

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
規模・位置・配置	眺望の確保	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	高さ	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
形態意匠	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	圧迫感の軽減	・柵や擁壁等の高さは、5mを超えないものとする。ただし、機能上やむを得ない場合は、設置と合わせて植栽などによる緑化すること。 ・擁壁は分節化等を行うことにより、長大で単調な平滑面とならないようにすること。	勧告・協議基準 ・柵や擁壁によって、地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺環境を著しく阻害するとき。
色彩	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	勧告・協議基準 ・建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
	色彩の範囲	浜中町一般区域と同様とし、以下を追加。 けばけばしい色彩の範囲は、湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)【屋根】と同様の基準とする。	
素材	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	経年変化	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	反射	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
敷地の外構・その他	緑化	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	太陽電池発電設備	位置・配置・規模 ・やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所の設置は避けること。 ・太陽電池発電設備の地上からの高さは5mを超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も1,000㎡を超えないようにすること。 ・当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は30%を超えないようにすること。 ・当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から5m以上後退させること。 ・太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。 ・施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。 修景・緑化 ・フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。 ・道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。 ・支障木の伐採は僅少におさえること。 ・送電線網はなるべく地中化を図ること。	勧告・協議基準 ・太陽電池発電設備によって、地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺環境を著しく阻害するとき。

		・太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。	
--	--	--	--

ウ. 開発行為

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・規模・高さ	眺望の確保	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・規模・高さにすること。 ・木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とすること。	・開発行為の位置、規模、高さが地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ・主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置、規模、高さで開発行為を行うとき。 ・地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。 ・地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状	・地域の特性や周辺環境との調和に配慮した形状とすること。 ・道路の境界付近の木竹は、保存すること。	浜中町一般区域と同様
形状・緑化等	資源の保全	・開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 ・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用を図ること。	浜中町一般区域と同様
	緑化	・開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保全し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、伐採後の跡地を行為後の土地利用に応じ、周辺の自然植生と調和するよう緑化すること。	浜中町一般区域と同様

（２）酪農景観形成重点区域

①酪農景観形成重点区域について

浜中町の段丘部に広がる農地と防風林は、浜中町の雄大な酪農景観を形成しております。

その酪農景観は、生産者が大切に生産する製品にさらにクリーンなイメージを与えていることから、酪農景観を構成する農地と防風林の維持管理に重点をおいた景観づくりを進めます。

一方で、酪農景観エリアを走る幹線道路沿いには、太陽光発電パネルをはじめ建築物や工作物などが設置されることもあり、酪農景観が阻害されることが懸念されます。

浜中町の産業景観の一つである酪農景観を保全するため、国道４４号線と道道８０８号琵琶瀬茶内停車場線沿道を「酪農景観形成重点区域」として定めます。

ただし、霧多布湿原区域の道道８０８号琵琶瀬茶内停車場線の一部（MGロード）は、湿原・海岸景観形成重点区域とします。



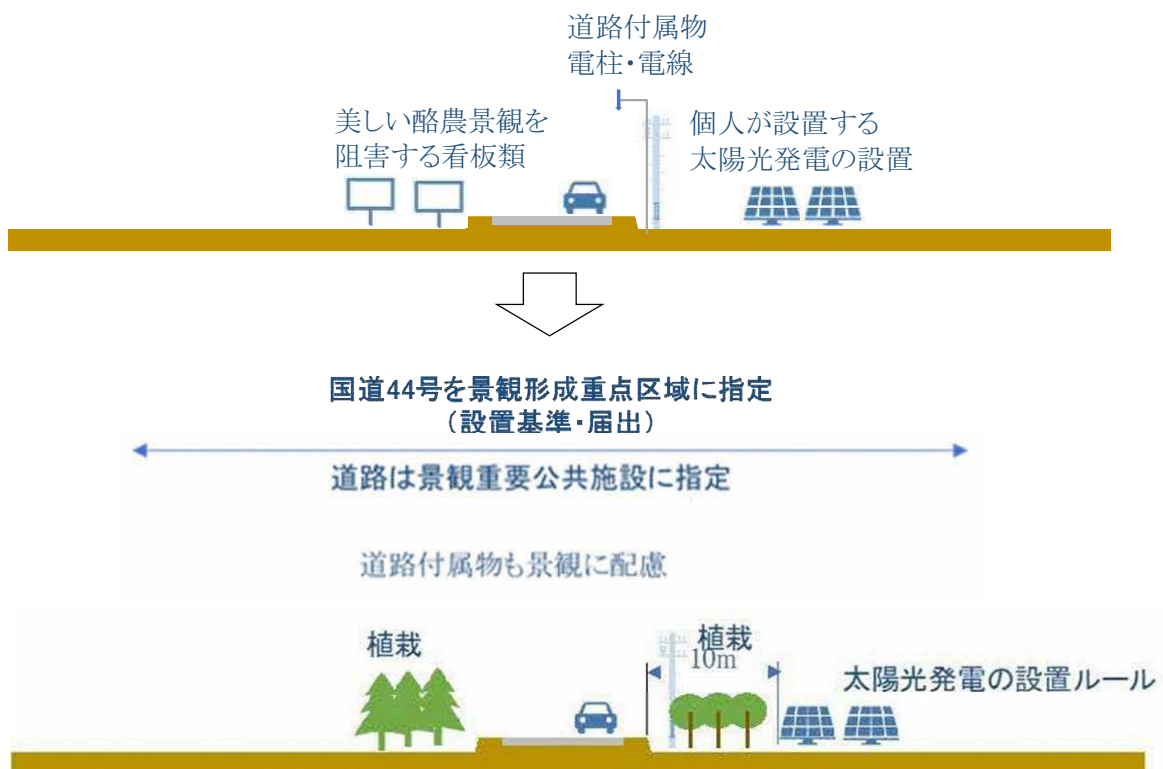
②酪農景観形成重点区域の考え方

酪農景観形成重点区域は、以下の考え方を基本とします。

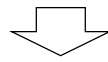
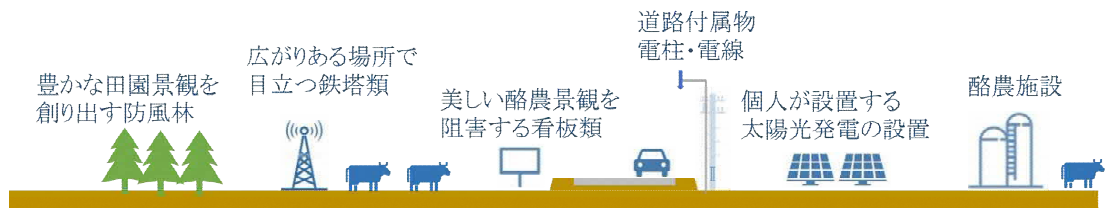
酪農景観形成重点区域の景観づくりの考え方

- ・沿道の太陽光発電パネル設置の制限及びルールを設け、広がりのある景観を保全します。
- ・防風林も含めた森林の伐採にルールを設け、酪農景観と浜中町の景観の背景である森林を保全します。
- ・道路附属物のデザインに配慮した道路景観の形成と屋外広告物のルールづくりを、景観重要公共施設に指定することで進めます。

道路景観づくりのイメージ(国道44号、道道808号)



- ・サインや看板は景観に配慮して設置する
- ・鉛直性の高い構造物（携帯電話の基地局など）を設置する場合には色彩に配慮
- ・一般建築物は色彩も含めて景観に配慮する（届出）
- ・企業などによる規模の大きな太陽光発電パネルが沿道に設置されることがないように、規模や設置箇所のルールを設ける
- ・太陽光発電パネルなどを設置する場合には、道路から10m以上離すことがのぞましい
- ・道路と太陽光発電パネルの間には目隠しとなる植栽を配置することがのぞましい



幹線道路を中心に景観形成重点区域に指定 (設置基準・届出)

道路は景観重要公共施設に指定
道路付属物も景観に配慮



- ・サインや看板は景観に配慮して設置する
- ・鉛直性の高い構造物（携帯電話の基地局など）を設置する場合には色彩に配慮
- ・一般建築物は色彩も含めて景観に配慮する（届出）
- ・企業などによる規模の大きな太陽光発電パネルが沿道に設置されないように、規模や設置箇所のルールを設ける
- ・太陽光発電パネルなどを設置する場合には、道路境界線から20m以上離すことがのぞましい
- ・道路と太陽光発電パネルの間には目隠しとなる植栽を配置する

③ 略農景観形成重点区域の届出対象行為

略農景観形成重点区域の届出対象行為は、浜中町一般区域の基準を基本にしながら、部分的に厳しい制限の設定や必要項目を追加します。

行為の種類		酪農景観形成重点区域の届出対象行為	
建築物	新築又は移転		H:10m 又は A:2,000㎡ を超えるもの
	増築又は改築		※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10㎡ 以下の場合は対象外
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更		新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
工作物	新 設、 増 築、 改 築 又 は移転	さく、塀、擁壁等	浜中町一般区域と同様
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		風力発電設備	
		煙突等	
		電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		物見塔等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		彫刻、記念碑等	浜中町一般区域と同様
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	
		貯蔵・処理施設	
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
		太陽電池発電設備	浜中町一般区域と同様
		増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10㎡ 以下の場合は対象外
		修繕、模様替え	新設又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		浜中町一般区域と同様	
木竹の伐採		A：50 ㎡を超える樹林地・並木等の皆伐	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

④ 略農景観形成重点区域の景観形成基準

略農景観形成重点区域の景観形成基準を、浜中町一般区域の基準を基本にしながら、部分的に厳しい制限の設定や必要項目を追加します。

ア. 建築物

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置・規模	眺望の確保	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	高さ	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	位置(壁面の後退)	・道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間を創出すること。 ・隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。	・建築物の位置によって、地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺環境を著しく阻害するとき。
形態意匠	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	浜中町一般区域と同様
	外壁・壁面	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	屋根形状	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	付帯設備、付属建物	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
色彩	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	浜中町一般区域と同様
	色彩の範囲	浜中町一般区域と同様	
素材	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	経年変化	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	反射	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
構敷・その他	緑化	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様

イ. 工作物

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・規模・配置	眺望の確保	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	高さ	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
形態意匠	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	圧迫感の軽減	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様
色彩	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様
	色彩の範囲	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	
素材	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	経年変化	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
敷地の外構・その他	緑化	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	太陽電池発電設備	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様

ウ. 開発行為

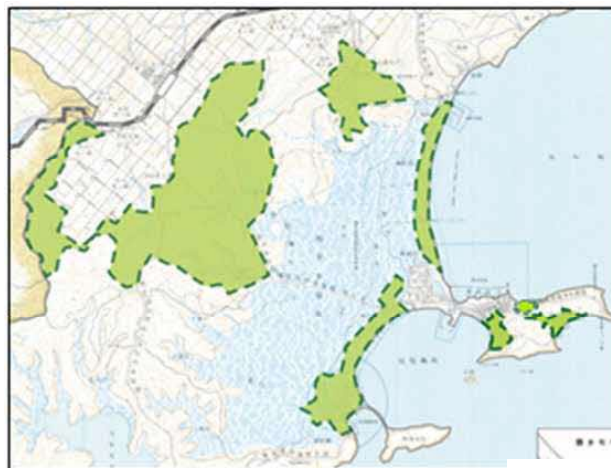
行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・高さ・規模	眺望の確保	湿原・海岸景観形成重点区域(開発行為)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(開発行為)と同様
形状・緑化等	形状	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。	浜中町一般区域と同様
	資源の保全	・開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	浜中町一般区域と同様
	緑化	・開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	浜中町一般区域と同様

（３）森林景観形成重点区域

浜中町の景観の特徴として、湿原景観や酪農景観の背景として森林があることが挙げられます。

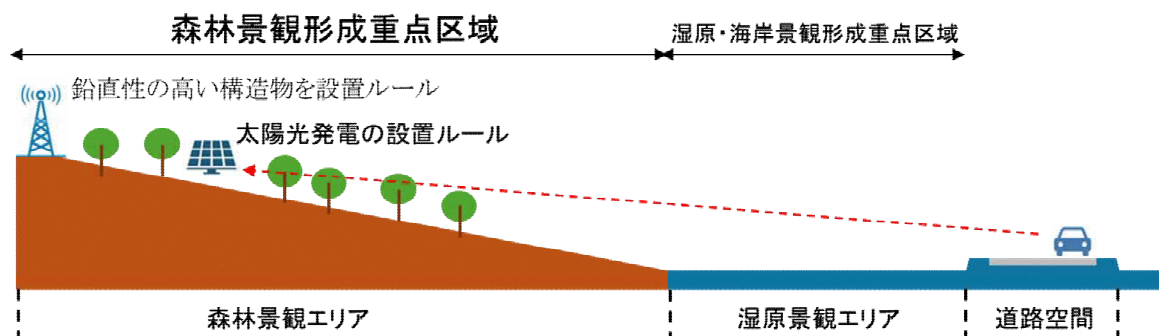
今後、このような景観の背景となる森林内での太陽光発電施設、風力発電施設の建設や電波塔などの高い工作物などが建設されることで、浜中町の特徴的な景観が阻害される恐れがあります。

浜中町の景観を保全するために、自然公園法における普通地域を「森林景観形成重点区域」として定めます。



森林景観形成重点区域の景観づくりの考え方

- ・ 太陽光発電パネル設置の制限及びルールを設け、浜中町の景観の背景となる森林を保全します。
- ・ 森林の伐採にルールを設け、酪農景観と浜中町の景観の背景である森林を保全します。
- ・ 湿原景観の背景になることから、湿原とも調和した建築物及び工作物の色彩、反射の規制誘導を行います。



- ・ 企業などによる規模の大きな太陽光発電施設や風力発電施設が沿道に設置されないように、規模や設置箇所のルールを設ける
- ・ 森林を保全する
- ・ 鉛直性の高い構造物（携帯電話の基地局など）を設置する場合は景観に配慮
- ・ 一般建築物は色彩も含めて景観に配慮

①森林景観形成重点区域の届出対象行為

森林景観形成重点区域の届出対象行為を、浜中町一般区域の基準を基本にしながら、部分的に厳しい制限の設定や必要項目を追加します。

行為の種類		森林景観形成重点区域の届出対象行為	
建築物	新築又は移転	酪農景観形成重点区域と同様	
	増築又は改築		
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	酪農景観形成重点区域と同様	
工作物	新設、増築、改築又は移転	さく、塀、擁壁等	浜中町一般区域と同様
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		風力発電設備	
		煙突等	
		電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		物見塔等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様
		彫刻、記念碑等	浜中町一般区域と同様
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	
		貯蔵・処理施設	
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等	浜中町一般区域と同様
		太陽電池発電設備	
		増築・改築	
	修繕、模様替え	酪農景観形成重点区域と同様	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		浜中町一般区域と同様	
木竹の伐採		酪農景観形成重点区域と同様	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

②森林景観形成重点区域の景観形成基準

森林景観形成重点区域の景観形成基準を、浜中町一般区域の基準を基本にしながら、部分的に厳しい制限の設定や必要項目を追加します。

ア. 建築物

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置・規模	眺望の確保	酪農景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	高さ	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	位置(壁面の後退)	酪農景観形成重点区域(建築物)と同様	酪農景観形成重点区域(建築物)と同様
形態意匠	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	浜中町一般区域と同様
	外壁・壁面	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	屋根形状	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	付帯設備、付属建物	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
色彩	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	浜中町一般区域と同様
	色彩の範囲	浜中町一般区域と同様	
素材	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	経年変化	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	反射	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
敷地の外構・その他	緑化	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様

イ. 工作物

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置・規模	眺望の確保	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	高さ	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
形態意匠	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	圧迫感の軽減	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様
色彩	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様
	色彩の範囲	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	
素材	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	経年変化	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	反射	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
敷地の外構・その他	緑化	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	太陽電池発電設備	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様

ウ. 開発行為

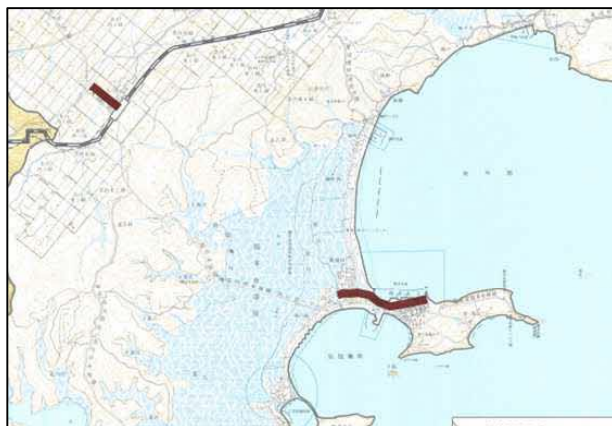
行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・高さ・規模	眺望の確保	湿原・海岸景観形成重点区域(開発行為)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(開発行為)と同様
形状・緑化等	形状	酪農景観形成重点区域(開発行為)と同様	浜中町一般区域と同様
	資源の保全	酪農景観形成重点区域(開発行為)と同様	浜中町一般区域と同様
	緑化	酪農景観形成重点区域(開発行為)と同様	浜中町一般区域と同様

（４）市街地景観形成重点区域

浜中町は霧多布湿原など多くの来訪者が訪れる資源があります。その来訪者を迎える、国道４４号線に接続する茶内市街は、まちを印象づける重要な場所です。また、霧多布市街は、霧多布岬などへ向かう来訪者が通過する浜中町を印象づける重要な場所です。

しかし現在も、空き家や空き地が増加しており、その場所に今後、太陽光発電パネルが無秩序に建設されることでまちの印象を阻害してしまう恐れがあります。このような空き家や空き地と合わせて、景観づくりを進めていく必要があります。

浜中町を印象づける景観を保全するために、道道１２３号別海厚岸線と道道１０３９号霧多布岬線の一部、道道５０６号茶内停車場線を「市街地景観形成重点区域」として定めます。



市街地の景観づくり



①市街地景観形成重点区域の届出対象行為

市街地景観形成重点区域の届出対象行為を、浜中町一般区域の基準を基本にしながら、部分的に
 厳しい制限の設定や必要項目を追加します。

行為の種類			市街地景観形成重点区域の届出対象行為	
建築物	新築又は移転		酪農景観形成重点区域と同様	
	増築又は改築			
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更			
工作物	新 設、 増 築、 改 築 又 は移転	さく、塀、擁壁等	浜中町一般区域と同様	
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様	
		風力発電設備		
		煙突等		
		電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	湿原・海岸景観形成重点区域と同様	
		物見塔等	湿原・海岸景観形成重点区域と同様	
		彫刻、記念碑等	浜中町一般区域と同様	
		観覧車、コースター等		
		立体的施設(駐車場等)		
		製造施設(プラント等)		
		貯蔵・処理施設		
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等	浜中町一般区域と同様	
		太陽電池発電設備		
		増築・改築		
		修繕、模様替え	酪農景観形成重点区域と同様	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為			浜中町一般区域と同様	
木竹の伐採			酪農景観形成重点区域と同様	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

②市街地景観形成重点区域の景観形成基準

市街地景観形成重点区域の景観形成基準を、浜中町一般区域の基準を基本にしながら、部分的に厳しい制限の設定や必要項目を追加します。

ア. 建築物

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・配置・規模	眺望の確保	酪農景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	高さ	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	位置(壁面の後退)	酪農景観形成重点区域(建築物)と同様	酪農景観形成重点区域(建築物)と同様
形態意匠	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	浜中町一般区域と同様
	外壁・壁面	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	屋根形状	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
	付帯設備、付属建物	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	
色彩	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	浜中町一般区域と同様
	色彩の範囲	浜中町一般区域と同様	
素材	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	経年変化	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	反射	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
敷地の外構・その他	緑化	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様

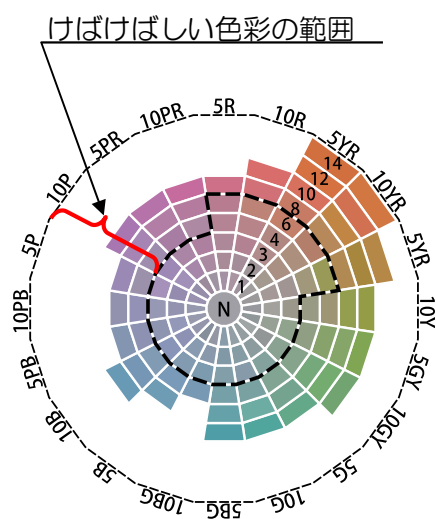
イ. 工作物

行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
位置・規模・配置	眺望の確保	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	高さ	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
形態意匠	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	圧迫感の軽減	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様
色彩	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様
	色彩の範囲	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	
素材	周辺との調和	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	経年変化	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	反射	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
敷地の外構・その他	緑化	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	堆雪スペース	浜中町一般区域と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(建築物)と同様
	太陽電池発電設備	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(工作物)と同様

ウ. 開発行為

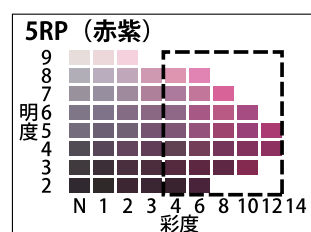
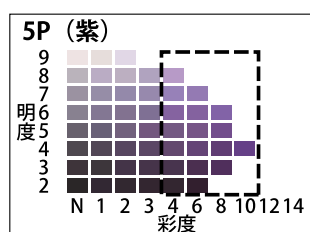
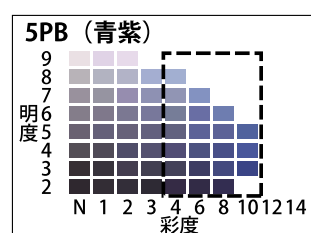
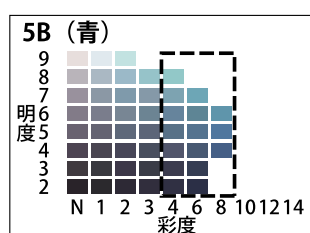
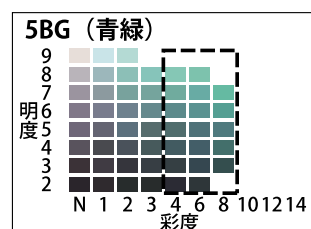
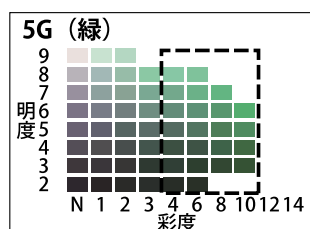
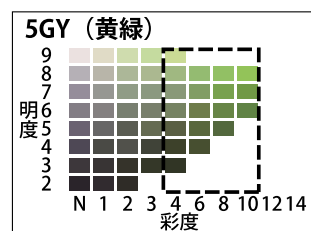
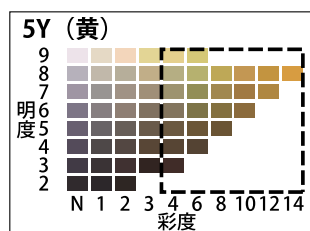
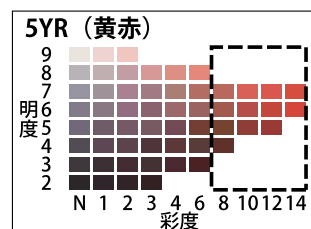
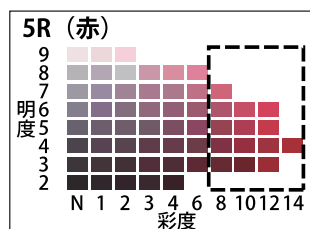
行為の種類		景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
模位置・高さ・規模	眺望の確保	湿原・海岸景観形成重点区域(開発行為)と同様	湿原・海岸景観形成重点区域(開発行為)と同様
形状・緑化等	形状	酪農景観形成重点区域(開発行為)と同様	浜中町一般区域と同様
	資源の保全	酪農景観形成重点区域(開発行為)と同様	浜中町一般区域と同様
	緑化	酪農景観形成重点区域(開発行為)と同様	浜中町一般区域と同様

●色彩の範囲に関する説明（以下、例を記載）



明度7の色相環で「けばけばしい色彩」の範囲を例示した図（マンセル色表系）

外壁は明度7、屋根は明度5を超えないようにし、周辺の良い自然環境を阻害しない色相、色調を使用すること。



第7章 景観づくりに関わる事項の指定等

1. 景観重要樹木の指定の方針

浜中町の景観において、魅力的な樹木が重要な役割を果たしています。特に防風林や河畔林は、牧草地や生物多様性を守っているだけでなく、酪農展望台から眺望できる酪農景観の一端を担っています。景観づくりにおいて重要な地域のシンボルとなる樹木は、適切な維持管理・活用のために「景観重要樹木」に指定することができます。なお、指定にあたっては、所有者の合意を得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

<景観重要樹木の指定の方針>

- ①地域に親しまれ、景観形成において地域のシンボリックな存在として良好な景観の形成に寄与すると認められるもの



本計画では、以下を景観重要樹木として位置付けます。

- ・防風林
- ・白樺

2. 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

浜中町には、厚岸霧多布昆布森国定公園の一角を成しラムサール条約登録湿地になっている霧多布湿原があり、それを沿道景観として楽しむことができる道道808号琵琶瀬茶内停車場線と道道123号別海厚岸線があります。また国道44号線では、酪農景観を楽しむことができるほか、浜中町への来訪者を迎え入れる重要な役割を担っています。

＜景観重要公共施設の指定の方針＞

- ①町や地域にとって重要な資源である霧多布湿原や酪農を間近で感じることができ、それゆえに与える影響も大きいと考えられる景観づくりを進めるうえで重要な公共施設
- ②優れた形態意匠を有し、周辺の景観と調和している公共施設
- ③町の景観の連続性を高め、町全体の景観の魅力を向上するうえで重要な公共施設



本計画では、以下を景観重要公共施設として位置付けます。

- ・国道44号線
- ・道道123号別海厚岸線の一部
- ・道道1039号霧多布岬線
- ・道道808号琵琶瀬茶内停車場線

＜景観重要公共施設の整備の方針＞

- ①道路からの眺望を保全するために、地域の状況を踏まえた電線類の地中化、街路樹や植栽帯の適正な整備・維持・管理を検討します。
- ②ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態や色彩、素材、位置を工夫しつつ、統一感を持たせることで周辺環境との調和を図ります。
- ③舗装など路面は、歩行者の安全性や快適性に配慮しつつ、良好な自然環境等との調和を重視した構造、仕上げとする。

3. 景観重要建造物の指定の方針

浜中町の景観において、酪農や漁業などの産業に関わる建造物が重要な役割を果たしています。景観づくりにおいて重要な地域のシンボルとなる建造物は、適切な維持管理・活用のために「景観重要建造物」に指定することができます。なお、指定にあたっては、所有者の合意を得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

＜景観重要建造物の指定の方針＞

- ①地域に親しまれ、景観形成において良好な特徴的な外観を有するなど、地域のシンボリックな存在として良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- ②地域の歴史や文化を感じさせる、地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域の景観を特徴づける外観を有しているもの

第8章 景観づくりの推進方策

1. 景観づくりの推進方針

浜中町の景観は、暮らしや産業などの町民の生活と密接に関係しています。浜中町の良好な景観を保全し、活用していくためには、町民や事業者、自治会、行政が連携し、協働しながら景観づくりを進めていく必要があります。

(1) 浜中町景観審議会

浜中町の景観計画に基づく景観づくりが適切に進められるように、浜中町の景観に関わる調査・審議を行う諮問機関として、「浜中町景観審議会」を設置します。景観計画に従った「景観重要公共施設」、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」等の指定についての審議や、計画をどのように運用していくのかについて検討します。

(2) 景観教育の推進

浜中町の景観を学ぶためには、町の成り立ちや基幹産業等に関して学ぶことが欠かせません。景観教育は、景観への理解を深めるだけでなく、町への愛着を醸成することにもつながります。また、防風林などを見て、その説明を受けるだけでなく、その管理などを体験することで、景観教育の効果を高めていきます。

(3) プレイスメイキング

琵琶瀬展望台などに良好な自然景観を楽しむことができる場づくりを行うだけでなく、市街地などでも人のにぎわいがにじみでる場づくりを行います。また、住民同士や住民と観光客、観光客同士が交流することができる場づくりを行います。

【場所】

- ・琵琶瀬展望台
- ・茶内駅
- ・霧多布市街などの市街地の空き家や空き地 など

【取組の例】

- ・キッチンカーの利用
- ・イスやテーブルといった、その場所に滞在することができるような工夫
- ・カフェなどの整備
- ・ドッグラン
- ・キャンプ場 など

（４）独自周遊ルートの作成

来訪者がより浜中町に長く滞在していただくために、良好な景観資源を活かした周遊ルートの作成を行います。周遊ルートの作成においては、季節や時間帯などを意識し、より魅力的なものになるようにします。

（５）SNS 等を用いた情報発信

SNS 等を用いて、イベント時だけでなく、日常的な浜中町の景観を発信します。また SNS 等への投稿の際には「#浜中」を付けるなど、町民や観光客が情報を発信しやすい環境をつくることでその発信力を高めます。

２．進行管理と計画の見直し

（１）進行管理

計画の進行管理にあたっては、この計画（Plan）に基づく具体的な取組を展開し（Do）、その結果を検証して（Check）、必要な改善を行う（Action）サイクルのもとで、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図っていきます。

また地域全体の景観の魅力を高めるため、地域の取組が地域内外で新たな取組を誘発するよう、相互に関係付けられながら連鎖的に展開されることを目指します。

（２）計画の見直し

本計画の見直しについては、人口減少や再生可能エネルギー導入などによる、新たな景観的課題に対応するために、５年毎に見直しを行います。